

## 監査公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、吉岡順子秋田市包括外部監査人から、令和5年2月10日付けで次のとおり秋田市包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

令和5年2月10日

秋田市監査委員	島	崎	正	実
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	菅	原	琢	哉
秋田市監査委員	三	浦		清



令和4年度  
包括外部監査結果報告書

補助金、負担金及び交付金の  
財務に関する事務の執行について

令和5年2月

秋田市包括外部監査人  
公認会計士 吉岡 順子

## 【本報告書における記載内容の注意事項】

### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

### 2. 報告書の数値の出所

報告書の数値等の資料は、原則全て出所を明示している。また、包括外部監査人が作成したものについてもその旨明示している。

### 3. 報告書の資料等の出所

監査チーム以外の資料等を利用した場合も含めて、資料等の出所は明示している。

### 4. 指摘事項及び意見について

本報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載する。

【指摘事項】(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の結果に関する報告)は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、秋田市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

【意見】(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の意見に関する事項)は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、質的、金額的に重要性が高いと監査人が判断した場合には【指摘事項】としている。

### 5. 省略について

省略する場合には、(以下、「○○」という。)と記載している。なお、省略は事業項目(1. 2. …)ごとに行っているため、事業項目が変われば再度省略について説明している。

## 6. 所管課について

対象とした組織及び事業の範囲における組織は、監査の対象期間である令和 3 年度時点の担当課である。

# 目 次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 外部監査の実施期間 .....	1
5. 監査対象部局 .....	1
6. 事件を選定した理由 .....	1
7. 外部監査の実施体制 .....	2
8. 利害関係 .....	3
<b>第2 外部監査の方法</b> .....	<b>4</b>
1. 監査要点 .....	4
2. 監査の対象.....	5
<b>第3 監査対象の概要及び結論(総論)</b> .....	<b>9</b>
1. 秋田市における補助金、負担金及び交付金の現状.....	9
2. 秋田市の補助金等に対する政策等 .....	14
<b>第4 監査対象の概要及び結論(各論)</b> .....	<b>23</b>
1. 総務部.....	23
2. 企画財政部.....	43
3. 観光文化スポーツ部.....	65
4. 市民生活部.....	81
5. 福祉保健部.....	89
6. 環境部.....	115

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

「補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行について」

### 3. 外部監査対象期間

令和 3 年度(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて他の年度も含む。

### 4. 外部監査の実施期間

令和 4 年 6 月 21 日から令和 5 年 2 月 10 日まで

### 5. 監査対象部局

総務部、企画財政部、観光文化スポーツ部、市民生活部、福祉保健部、環境部

### 6. 事件を選定した理由

普通地方公共団体は、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、公益上必要がある場合に補助をすることができ、通常、一般会計の歳出決算額のうち、義務的経費を除く経常的経費の一定割合を、補助費としての補助金の執行額が占めている。補助金は、個人または団体による活動のうち、公益性が認められる活動に対して、地方公共団体が支援することで、医療・教育などに代表される社会福祉水準の向上や産業の育成などの行政上の目的を達成するための手段であり、なんらの反対給付を受けることなく、一方的に支出する給付である。

一方で、補助金は一旦交付されると、必要性や効果を十分検証することなく、既得権益化するきらいがあり、交付要件に縛られて、創意工夫への意欲をそぐなどの問題点も指摘されるところである。このため、補助金等の交付事務については、規則や要綱等の根拠規定を明らかにし、対象事業費等を特定した上で、目的外使用や不適切な執行を禁止するなど、財務上

のリスクに適切に対応する必要がある。

令和3年3月に策定した「秋田市人口ビジョン」では、秋田市の人口は、自然減に加え、社会減も相まって、急激な人口減少局面に入った。この傾向が継続した場合、2045年には約22万6千人まで人口は減少し、かつ老年人口割合は約47%に達し、生産年齢人口割合を上回るものと予想されている。こうした状況から、平成31年1月に策定した「第7次秋田市行政改革大綱(第3期・県都『あきた』改革プラン)」において、安定した質の高い公共サービスを提供するためには、限りある経営資源を効率的に活用し、市民・企業・他自治体等との連携による行政運営を一層充実させつつ、これまでの枠組みに捉われない新たな発想も取り入れながら、人口減少・少子高齢社会に適応した行財政運営を追及していく必要があるとした。

また、将来の財政見通しとして、毎年度、収支不足が生じることが見込まれることから、歳入規模に見合った歳出構造を堅持しつつ、基金残高の確保や市債残高の縮減を図るなど、安定的で持続可能な財政基盤を確保するため、令和3年3月に策定した「第7次秋田市行政改革大綱(第3期・県都『あきた』改革プラン)実施計画」において、歳出の見直しとして、基準外繰出しの縮減や公共施設に係るコスト縮減を掲げているものの、補助金等に対する取り組みは盛り込まれていない。

こうした行政改革を実行する上で、質的・金額的重要性を増す補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行に関する課題を把握することは、秋田市にとって重要なテーマである。

以上から、秋田市の補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行について検討することは重要であり、また過去10年間に秋田市の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、令和4年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

## 7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	吉岡 順子
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	須賀 豊彦
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	守泉 誠



## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の方法

### 1. 監査要点

#### (1) 合規性の視点

##### ① 公益上の必要性

地方自治法第232条の2において、「その公益上の必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされていることから、特に反対給付のない補助金についてはその公益性の必要性が問題となる。

当該論点について、古くは神戸地裁昭和62年9月28日において、「公益上必要であるか否かは、その事業活動が果たすべき公益目的の内容、その目的が地方公共団体の財政上の余裕の程度との関連においてどの程度重要性と緊急性を有しているか、補助が公益目的実現に適切、かつ、有効な効果を期待できるか、他の用途に流用される危険がないか、公正、公平など他の行政目的を阻害し、行政全体の均衡を損なうことがないかなど諸般の事情を総合して判断すべきである」として判断の根拠となる要件を細かく示していた。しかしその後東京地裁平成10年7月16日では、「公益上必要である場合に該当するか否かは、地方公共団体の合理的な裁量にゆだねられる」とし、その後の最高裁の判例のひとつである「陣屋の村事件（平成17年10月28日）」においては、「当該団体は町から委託を受けて管理運営に当たっているのであるから、その運営によって生じた赤字を補填するために補助金を交付することは公益上の必要があるとした町の判断は一般的には不合理なものではなく、本件雇用によって赤字が増加したからといって、補助金の交付が特に不合理な措置ということとはできない」として、補助金に係る支出を違法とした原判決を破棄し、請求を棄却している。このため、「公益性の必要性」の判断にあたっては「補助金の交付が、一般規範や議会の議決に反したり、その動機に不正や歪みがあったり、比例原則・平等原則に明らかに反した過剰と言えるものでない限り、公益性がないとまで言うことはない<sup>1)</sup>」との判断が一般的のようである。

そこで、本監査においては比例原則・平等原則にのっとっているかを中心に監査を実施する。ここで、比例原則とは、憲法13条の幸福追求権と関連して、達成されるべき目的とそのために取られる手段が均衡していることの求めるものであり、平等原則とは憲法14条の平等原則に従い設計されたものを言う。これは主に制度設計の観点から判断を行う。

---

<sup>1)</sup> 滝井繁男「最高裁判所は変わったか」(岩波書店)

② 規則及び手続きの準拠性

必要な書類がすべて徴求され、定められた審査・確認が行われているかを監査する。なお、各制度の根拠規定や手続規程の有無の判断も当該事項に含まれる。

**(2) 経済性・効率性の視点**

① 対象となる金額の算定方法及び交付時期の妥当性

これについては、対象金額の算定方法は妥当であったか、対象金額が要綱等の手続規程に定める方法によって計算されているか、審査手続きの簡略化や審査期間の短縮化又は効率化が行われているか、について監査を行う。

② 予算設定の妥当性

予算は適切に算定され決定され、当該年度で予定通り執行されているかについて確認する。

**(3) 有効性の視点**

① 対象となった事業の実績報告が適切になされているか。

対象事業の実績報告が適切に行われているかを確認するが、この中には実績状況の確認が定められた手順で実施されたか、実績報告が要綱等に従っているか、実績報告を求める場合その提出時期は妥当か(これは当事者双方に言える問題である)の確認も含まれる。なお、要綱に補助金等により取得した財産の維持・管理・処分についての定めが存在するかの確認も含まれる。

② 相手方への指導・勧告が適切に実施されているか。

これには、実績報告や収支報告と言った各種報告の審査が適切に行われ、予算の執行状況が適切な範囲にあり、当該事業に対し適切な成果指標が設定され、成果指標や実績等を把握できているか、について確認を行うものである。

**2. 監査の対象**

監査(体制全体の監査項目を除く)においては、秋田市の補助金、負担金及び交付金について、全体像を概観するとともに担当者毎に抽出の基準を定め、以下の監査対象となる事業

を抽出した。なお、抽出の基準は別途各論において組織毎に記載している。

① 総務部

- ・総務課管理費(総務課、負担金)
- ・職員研修費(人事課、諸会議等出席負担金)
- ・老朽危険空き家等対策経費(防災安全対策課、補助金)
- ・自主防災組織育成事業(防災安全対策課、補助金)
- ・防災対策管理費(防災安全対策課、負担金)
- ・電子入札システム運用経費(契約課、負担金)
- ・財産管理費(財産管理活用課、その他)

② 企画財政部

- ・農業集落排水事業会計負担金等(財政課、補助金)
- ・下水道事業会計負担金等(財政課、補助金)
- ・移住促進事業(人口減少・移住定住対策課、補助金)
- ・光回線整備事業費補助金(情報統計課、負担金)

③ 観光文化スポーツ部

- ・竿燈まつり保存・継承支援事業補助金(観光振興課、補助金)
- ・竿燈まつり開催準備事業補助金(観光振興課、補助金)
- ・スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金(スポーツ振興課、補助金)

④ 市民生活部

- ・秋田県花いっぱい運動の会負担金(中央市民サービスセンター、負担金)
- ・秋田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店支援金(新型コロナウイルス対策室、補助金)
- ・まちあかり・ふれあい推進事業(生活総務課、補助金)
- ・個人番号カード発行関係経費(市民課、交付金)

⑤ 福祉保健部

- ・ボランティア保険料負担金(福祉総務課、負担金)
- ・秋田市社会福祉団体補助金(福祉総務課、補助金)

- ・秋田市社会福祉法人補助金(秋田市社会福祉協議会福祉活動費)(福祉総務課、補助金)
- ・地域保健・福祉活動推進事業補助金(福祉総務課、補助金)
- ・秋田市障がい者団体補助金(障がい福祉課、補助金)
- ・秋田市障がい福祉等ロボット等導入支援事業費補助金(障がい福祉課、補助金)
- ・秋田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金(障がい福祉課、補助金)
- ・秋田市地域活動支援センター補助金(障がい福祉課、補助金)
- ・障がい者雪下ろし支援事業負担金(障がい福祉課、補助金)
- ・身体・知的障がい児(者)バス運賃無料化事業負担金(障がい福祉課、負担金)
- ・いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金(長寿福祉課、負担金)
- ・介護ロボット導入促進事業費補助金(介護保険課、補助金)
- ・介護従事者資格取得支援事業費補助金(介護保険課、補助金)
- ・敬老会補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・高齢者コインバス事業の実施に係る負担金(長寿福祉課、負担金)
- ・秋田市軽費老人ホーム事務費補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・秋田市老人クラブ活動補助金、連合会各種活動補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・高齢者雪下ろし支援事業補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・自動給水ポンプユニット交換修繕にかかる負担金(福祉総務課、負担金)
- ・市立秋田総合病院運営費交付金及び運営費負担金(福祉総務課、交付金・負担金)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス)負担金分及び補助金分(長寿福祉課、負担金・補助金)
- ・高額医療合算介護予防サービス相当費(長寿福祉課、負担金)
- ・高額介護予防サービス相当費(長寿福祉課、負担金)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防ケアマネジメント事業費)(長寿福祉課、負担金)
- ・介護支援ボランティア制度に係るボランティア活動転換交付金(長寿福祉課、交付金)
- ・介護支援ボランティア保険料負担金(長寿福祉課、負担金)
- ・地域元気アップ事業補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・地域包括支援センター職員基礎研修参加負担金(長寿福祉課、諸会議等出席負担金)
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(福祉総務課、補助金)

- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(福祉総務課、その他)
- ・秋田市防災・減災等事業整備計画に係る施設整備費補助金(介護保険課、補助金)

⑥ 環境部

- ・自然環境保全・体験支援事業(環境総務課、交付金)
- ・中小企業等省エネ促進事業(環境総務課、補助金)
- ・再生可能エネルギー導入支援事業(スマートシティ創エネ事業)(環境総務課、補助金)
- ・古紙ステーション回収システム支援経費(環境都市推進課、交付金)
- ・環境都市推進課管理費(環境都市推進課、負担金)
- ・ごみ集積所設置費補助事業(環境都市推進課、補助金)
- ・生ごみ減量促進事業(環境都市推進課、補助金)
- ・ごみ処理施設運営費(総合環境センター、交付金)

### 第3 監査対象の概要及び結論(総論)

#### 1. 秋田市における補助金、負担金及び交付金の現状

##### (1) 補助金、負担金及び交付金の意義<sup>2</sup>

本監査の対象の中心となる補助金、負担金の意義について、多少は古いものの制度上変わっていないので以下に「公会計委員会研究報告第 11 号」の該当記載を引用する。

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。すなわち、補助金とは、事業、研究の育成等、公益上必要であると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。また、負担金とは、特定の事業について、当該事業から利益を受けることに対して自己の経費を負担すべきものとして交付する給付である。補助金、負担金ともに公益性のあるものに対する給付という点では共通しているが、補助金は反対給付がないのに対し、負担金は一定の利益を受けることを要件としている点で異なる。ただし、両者は歳出予算に係る節の区分では「18 負担金、補助金及び交付金」から支出されるものであり、実際の区分は明確でないことが多い。国の補助金の交付手続等は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「補助金適正化法」という。)で定めており、地方公共団体が補助金を支出するに当たっては通常、規則、要綱等を定め、交付手続を明確にしている。

補助金には、交付の根拠が法律に基づくもの(法律補助)と予算措置のみによるもの(予算補助)がある。また、補助金額の算定基準から、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算定するもの(定率補助)と、その他の観点から決定するもの(定額補助)がある。

補助金は、公共性のある事業に対して支出することにより行政が目的とする政策を間接的に実行しようとするものである。例えば、社会福祉事業のように、一般の企業では採算が取れないために行われにくい事業や、農業や伝統産業など市場原理に任せておけば衰退する可能性のある産業、あるいは育成したい産業などに対して支援するものである。ところが、反対給付のない金銭の給付であるため、一度支出すると既得権化し削減しづらくなり濫費に陥りやすいこと、公益上の必要性が抽象的、相対的なため、補助の要否に関する客観的基準の確立が困難なこと、補助金が補助事業者の自立や事業意欲を減退させ、行政に依存する体質になりやすいことなどが問題点として指摘され、社会的な関心が高まっているとされている。このことは、コロナ禍においては特に重要となっている。

<sup>2</sup> 「(公会計委員会研究報告第 11 号)地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」(日本公認会計士協会、平成 16 年 6 月 15 日)より転記(一部加筆あり)

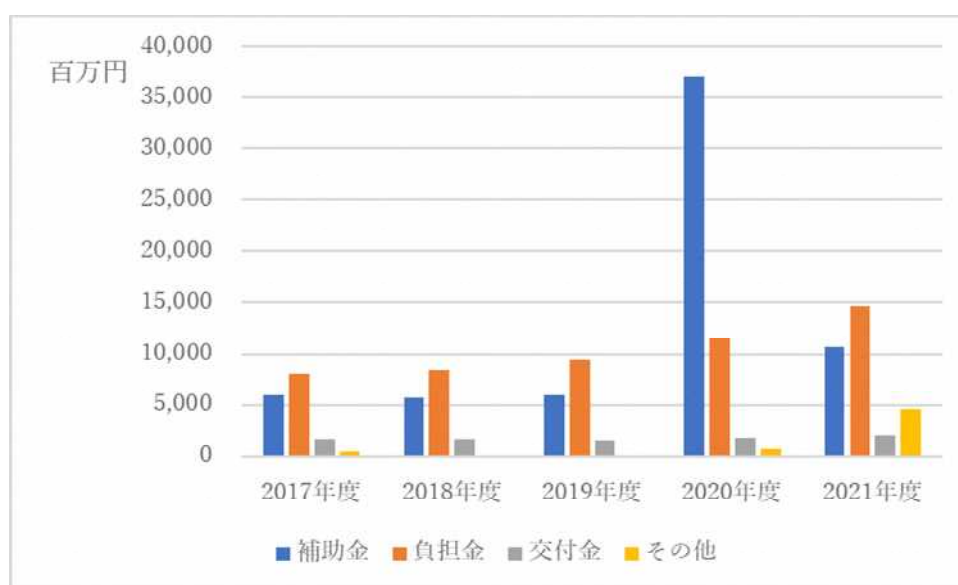
次に、交付金とは、国や県が地方公共団体に義務的に交付する金銭を言う。市に県の事務を委任している場合等において、その所要経費を交付するのが一般的であり、市では当該金銭を目的に沿った団体や組合などに対して報償として一方的に交付するものである。

## (2) 補助金、負担金及び交付金の推移

### ① 過去5年間の状況

以下のグラフは過去5年間の一般会計における補助金、負担金及び交付金(以下、「補助金等」という。)の決算額の推移を示したものである。

【図表1】 過去5年間の補助金等の推移



(出所)秋田市の資料より監査人が作成。

(参考金額)

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	6,003	5,756	5,721	37,030	10,645
負担金	8,045	8,465	9,564	11,695	14,618
交付金	1,700	1,765	1,591	1,813	2,124
その他	413	37	39	776	4,637
合計	16,162	16,024	16,916	51,316	32,025
一般会計に占める割合	12.34%	12.30%	12.75%	28.79%	20.11%



(出所)秋田市の資料より作成。

(注)秋田市の予算科目を以下のように集計している。

- ①原則として反対給付を求めない「補助金」には、補助金、補助金(災害)、補助金(普建)が含まれる。
- ②契約により支払う「負担金」には、負担金、負担金(維持)、負担金(人件費)、負担金(普建)、工事負担金、工事負担金(普建)、工事負担金(維持)、諸会議等出席負担金、諸会議等出席負担金(普建)が含まれる。
- ③契約により事務処理の報償として支払われる「交付金」には、交付金、交付金(普建)が含まれる。

これによれば、令和元年度までは補助金等の決算額は一般会計の12%程度で安定していたが、令和2年度に急増し、令和3年度も一般会計のほぼ5分の1を占める状況となっている。令和2年度は補正予算で計上し補助金として支出した特別定額給付金30,597百万円が計上されたことが急増の主な理由である。令和3年度においても補正予算で計上し補助金として支出した住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業2,866百万円の計上などコロナ禍の影響等への対策の影響が大きく現れている。令和3年度で更に重要な点は、「その他」の区分の急増である。以下に、「その他」のうち当初予算には計上されなかったが、その後補正予算として計上されたものの一覧を示す。これによれば、コロナ禍対応に特化して対応がなされていたことが認められる。

【図表2】補正予算で計上された「その他」の事業項目(令和3年度)

事業の名称	予算科目(款)	支出済額(単位:千円)
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	民生費	13,100
妊婦インフルエンザワクチン接種費助成事業	衛生費	799
子育て世帯臨時特別給付金給付事業	民生費	3,908,700
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業	民生費	166,900
子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事業	民生費	100,500
子ども応援給付金給付事業	民生費	420,430

(出所)秋田市の資料より作成。

(注)特別会計を除く

## ② 補助金等の予算科目別内訳

補助金等の予算科目別(款)の内訳を示すと以下のとおりである。なお、参考までにコロナ禍以前の平成 30 年度の内訳の割合も比較のために示している。なお、予算科目については、各区分で金額の多いものから記載している。

【図表 3】 補助金等の予算科目別(款)の内訳(令和 3 年度)

区分	予算科目(款)	支出済額 (単位:千円)	割合	割合(平成 30 年度)
補助金	民生費	4,719,408	44.33%	28.99%
	土木費	1,998,762	18.78%	27.19%
	商工費	1,780,569	16.73%	14.71%
	農林水産業費	1,434,131	13.47%	14.64%
	衛生費	228,007	2.14%	4.28%
	労働費	191,127	1.80%	2.32%
	総務費	146,395	1.38%	2.37%
	教育費	127,676	1.20%	5.30%
	災害復旧費	19,088	0.18%	0.18%
負担金	総務費	5,975,024	40.87%	5.38%
	民生費	3,705,510	25.35%	41.34%
	土木費	3,238,692	22.15%	32.33%
	衛生費	938,867	6.42%	15.09%
	農林水産業費	509,546	3.49%	2.49%
	消防費	85,206	0.58%	1.13%
	商工費	84,172	0.58%	0.85%
	教育費	79,441	0.54%	1.34%
	議会費	2,025	0.01%	0.04%
	労働費	151	0.00%	0.00%
交付金	教育費	1,167,297	54.95%	59.71%
	衛生費	443,811	20.89%	14.44%
	農林水産業費	280,287	13.19%	15.46%
	総務費	125,049	5.89%	3.20%

### 第3 監査対象の概要及び結論(総論)

区分	予算科目(款)	支出済額 (単位:千円)	割合	割合(平成30年度)
	商工費	77,788	3.66%	4.53%
	議会費	30,140	1.42%	2.65%
その他	民生費	4,609,668	99.41%	0.11%
	教育費	15,964	0.34%	51.11%
	衛生費	9,122	0.20%	45.16%
	総務費	2,444	0.05%	3.61%
	土木費	3	0.00%	0.01%

(出所)秋田市の資料より作成。

(注)特別会計を除く

これによれば、補助金やその他に対しては民生費の割合が増加し、それに伴い産業関連分野の割合が減少している。これは先に述べたコロナ禍に伴う影響であり、産業より個人に注目した支援事業が中心となっていると考えられる。一方、負担金については、あきた芸術劇場整備事業の負担金や秋田市民交流プラザ等修繕経費の工事負担金による影響から総務費の割合が増加したものと考えられる。

なお、産業分野での割合が減少する中で、農林水産業に対する支出が堅調に推移していることが注目される。上記の令和3年度と平成30年度の割合の変化が少ない点から、コロナ禍による個人への支援等が増加する中で、補助金等で一定の支援が続いていることが全体の傾向としては言えるが、これは決して従来の固定化した考えに基づくものではないことに留意する必要がある。具体的には、当初予算で計上した南部地区農業経営基幹施設整備支援事業については補正予算で無しとして(事業自体は繰り越して実施している。)、農地集積・集約化対策事業やスマート農業導入支援事業に、確保した財源を振り替えたり、農商工連携ビジネス支援事業、耕作放棄地解消支援事業、畜産生産拡大施設等整備支援事業、森林環境保全整備事業などに一定の予算を割り当てるなどの修正が行われているものと考えられる。また、令和3年度には土地改良法が改正され、令和3年5月31日に「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」(農林水産省、局長通達)を受けて、県営土地改良施設等整備事業負担金についても増額の変更がされている。これらの効果については今後その影響が明らかになるとと思われる。

## 2. 秋田市の補助金等に対する政策等

### (1)これまでの経緯

#### ① 補助金適正化への動き

秋田市における補助金等の適正化、効率化のための政策等については、平成15年6月の「市単独補助金の見直しについて」(平成15年6月3日付通知)に遡る。これは、主に効率化の観点から、少額補助金の廃止及び事業費補助の原則により、市単独補助金について見直しを意図したもので、以下のものであった。

【図表 4】 市単独補助金の見直しの概要

<p>1. 市単独補助金の見直しの基準</p> <p>(1)少額補助金の廃止</p> <p>100千円未満の補助金を廃止する。</p> <p>(2)事業費補助の原則</p> <p>市単独補助金は事業費に対する補助金のみを交付することとし、団体運営費補助金を廃止する。また、補助対象となる事業および経費を明確にし、事業終了後には精算を行う。</p> <p>2. 市単独補助金の見直しの視点</p> <p>(1)補助金額の割合は当該事業費の定率とするとともに、補助金額に上限を定めること。補助率及び上限額は個々の補助金交付要綱等で別に定めること。</p> <p>(2)補助金の交付期間は3年を限度とし、期間経過後は廃止あるいは積極的見直しを行うこと。</p> <p>(3)各種大会補助等の単年度限りの補助金については、県補助金の三分の一を上限とする。ただし、県補助金が伴わないものについては、個々の事例による。</p> <p>(4)行政目標との整合性があり、市が支援、育成または奨励すべき事業であること。</p> <p>(5)補助対象事業は、地方自治法第232条の2の規定に抵触しないよう、客観的に見ても十分な公益性を有していること。また、事業に関連する他の法令等にも抵触しないこと。</p> <p>(6)補助対象事業の目的、視点、内容等が社会経済状況と合致していること。</p> <p>(7)事業を行う団体等と市の役割分担が明白であること。</p>
---

(出所)秋田市の資料による。

② 行政改革による見直し(その1)

平成18年4月から平成23年3月にかけては、「第4次秋田市行政改革大綱」の取組のひとつとして「補助金改革」を掲げ実施を行った。

これは、①に示した平成15年度の「市単独補助金の見直しについて」に基づき少額補助金の廃止及び事業費補助の原則による市単独補助金の見直しを行ったが、十分ではなかったことから、市単独補助金に当時の一般政策経費の削減率である8.6%を原則一律適用しつつ、そのあり方の見直しを求めたものであった。

見直しの体制としては、一次評価を自己評価として実施し、二次評価として事務事業見直し専門部会において評価を行った。専門部会の構成は、部会長として企画調整部次長を、副部会長として財政部次長を充て、部会員として総務課長、人事課長、企画調整課長、財政課長から構成されるメンバーであった。更に三次評価を副市長を本部長とし、総務部長、企画調整部長、財政部長を本部員とする行政経営本部会議により行い、内部的に最終評価を行った。なお、三次評価の結果について、市長の政策的判断を仰ぎ、対外的にも最終評価とした。当該結果は翌年度の予算編成に反映された。

その結果、市単独補助金の状況を確認し、改善の余地がある91事業について見直し方針が示され、平成23年度予算編成方針において、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、明確な基準のもと整理を行うこと、また、交付先における補助金の用途や、異なる機関からの重複受給の有無等、実態を正確に把握したうえで、適切な補助金額を予算要求するよう求めた。さらに予算編成の過程で、補助金見直し基準等を踏まえた要求内容となっているか確認し、その内容について精査したとのことである。これらの見直し内容の結果の以下の内訳のとおりであった。

【図表 5】 見直し内容の内訳

性質 評価	団体運営費補助(13件)					事業費補助(78件)							合計
	現行通り継続	見直し	縮小	休・廃止	その他	拡大実施	現行通り継続	見直し	縮小	他事業と統合	休・廃止	その他	
一次評価	7	4	0	1	1	0	54	17	0	0	0	7	91
二次評価	6	0	4	2	1	0	29	16	18	2	13	0	91
三次評価結果	0	2	2	2	1	1	4	14	13	2	11	0	52
最終評価結果	5	2	2	3	1	1	26	26	11	4	10	0	91

(出所)秋田市の資料による。なお、ここにおいて、見直し=廃止ではなく、改善をする対象としたということである。

## ③ 行政改革による見直し(その2)

平成23年4月～平成27年3月の第5次秋田市行政改革大綱の取組の一つとして補助金改革を引き続き実施した。ここにおいて、補助割合が2分の1以上となっている補助率の高い事業について、市の関わりを勘案しながら率の削減を行うとともに、事業効果の低い100千円以下の少額補助金を原則廃止するほか、効果の検証が困難な団体運営費補助については事業費補助への移行を進めた。なお、前回の見直し対象となっていた補助金(91事業)について、引き続き、見直しを進めた。見直し体制も当初は前回と同様であった。

その後、平成24年度以降は、見直し体制を改め、一次評価(自己評価)および「行政経営会議」を経たうえで、予算編成過程等を活用して事務事業全体の見直しをすることとしている。

なお、当時の見直しの対象となっていた91事業の補助金は以下のものであった。

【図表 6】対象の中心とされた 91 事業の補助金制度

件数	部局	課所室	補助金名称
1	総務部	総務課	秋田人権擁護委員協議会補助金
2	総務部	人事課	秋田市職員互助会運営費補助金
3	財政部	納税課	秋田市納税貯蓄組合事務費補助金
4	農林部	農林総務課	農業体験学習推進対策事業費補助金
5	農林部	農業農村振興課	栽培漁業定着強化事業費補助金
6	農林部	農業農村振興課	野菜・花き生産拡大推進事業費補助金
7	農林部	農業農村振興課	野菜・花き出荷安定事業費補助金
8	農林部	農業農村振興課	内水面資源維持対策事業費補助金
9	農林部	農地森林整備課	民有林振興対策事業費補助金
10	農林部	農林総務課	農道・水路整備事業償還費補助金
11	農林部	農業農村振興課	担い手農業者組織活動支援事業費補助金
12	農林部	農地森林整備課	土地改良施設管理費補助金
13	農林部	農地森林整備課	かんがい排水事業補助金
14	農林部	農業農村振興課	地域調整活動推進事業費補助金
15	農林部	農業農村振興課	都市農村交流事業費補助金
16	農林部	農業農村振興課	地域畜産再編対策事業
17	農林部	農業農村振興課	肉用繁殖牛導入事業

第3 監査対象の概要及び結論(総論)

件数	部局	課所室	補助金名称
18	農林部	農業農村振興課	家畜衛生対策事業
19	農林部	農地森林整備課	市単独土地改良事業補助金
20	市勢活性化 推進本部	市勢活性化推進本 部	中心市街地共通駐車券システム構築費補助 金
21	企画調整部	企画調整課	初級日本語講座市民活動支援事業補助金
22	環境部	環境総務課	秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補 助金
23	建設部	道路建設課	私道等整備事業補助金
24	市民生活部	生活総務課	公衆浴場設備改善等補助金
25	市民生活部	生活総務課	秋田市交通安全母の会連絡協議会補助金
26	市民生活部	消費者センター	秋田市消費者団体補助金(秋田市生活学校 連絡会)
27	市民生活部	消費者センター	秋田市消費者団体補助金(秋田市連合婦人 会)
28	市民生活部	消費者センター	秋田市消費者団体補助金(秋田市消費者協 会)
29	都市整備部	交通政策室	秋田市生活バス路線維持対策費補助金
30	保健所	保健総務課	保健所総務費各種補助金
31	保健所	保健予防課	秋田市地域保健推進員 活動事業補助金
32	保健所	健康管理課	精神障がい者交通費補助
33	保健所	健康管理課	保健所総務費補助金 (健康管理課)
34	教育委員会	学事課	秋田市私立幼稚園協会等に対する補助金 秋田市学校法人に対する補助金
35	教育委員会	学事課	秋田市小・中学校各種大会出場費補助金
36	教育委員会	学事課	①秋田市小・中学校各種大会出場費補助金 ②秋田市立学校に関わる教育関係団体補助 金
37	教育委員会	スポーツ振興課	体育振興各種補助金

第3 監査対象の概要及び結論(総論)

件数	部局	課所室	補助金名称
38	教育委員会	生涯学習室	社会教育各種団体補助金及び負担金(秋田市PTA連合会)
39	教育委員会	生涯学習室	社会教育各種団体補助金及び負担金(秋田市連合婦人会)
40	教育委員会	生涯学習室	社会教育各種団体補助金及び負担金(秋田市子ども会育成連絡協議会)
41	教育委員会	生涯学習室	社会教育各種団体補助金及び負担金(青少年育成秋田市民会議)
42	教育委員会	文化振興室	秋田青少年オーケストラ定期演奏会開催費補助金
43	教育委員会	文化振興室	文化振興助成事業補助金
44	教育委員会	学事課	秋田市学校保健会に対する補助金 (健康教育推進関係団体事業費補助金)
45	教育委員会	文化振興室	秋田の伝統工芸こども教室開催費補助金
46	福祉保健部	福祉総務課地域福祉推進室	秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金
47	福祉保健部	福祉総務課地域福祉推進室	秋田市社会福祉団体補助金(市遺族会)
48	福祉保健部	福祉総務課地域福祉推進室	秋田市社会福祉団体補助金(市傷痍軍人会)
49	福祉保健部	福祉総務課地域福祉推進室	秋田市社会福祉団体補助金(保護司会)
50	福祉保健部	児童家庭課	秋田市母子寡婦福祉連合会補助金
51	福祉保健部	介護・高齢福祉課	老人クラブ連合会事業活動補助金
52	福祉保健部	介護・高齢福祉課	敬老会補助事業
53	福祉保健部	児童家庭課	秋田市障害児保育事業費補助金
54	福祉保健部	児童家庭課	秋田市認定保育施設補助金
55	福祉保健部	障がい福祉課	社会福祉施設振興費補助金
56	福祉保健部	障がい福祉課	障害者福祉費各種補助金
57	福祉保健部	障がい福祉課	地域活動支援センター運営費補助金



第3 監査対象の概要及び結論(総論)

件数	部局	課所室	補助金名称
58	福祉保健部	福祉総務課	中央地区老人福祉総合エリア特別養護老人ホームおよびケアハウスの創設に係る施設・設備整備借入資金償還金補助金
59	福祉保健部	介護・高齢福祉課	社会福祉施設振興費補助金
60	福祉保健部	介護・高齢福祉課	河辺ふくし会施設整備資金償還金補助金
61	福祉保健部	介護・高齢福祉課	高齢者福祉施設整備資金借入利子補助
62	地域振興部	地域振興課	まちあかり・ふれあい推進事業助成金
63	地域振興部	地域振興課	秋田市地域いきいきづくり支援事業補助金
64	地域振興部	地域振興課	集会所類似施設整備・建設費補助金
65	地域振興部	地域振興課	秋田市コミュニティセンター運営委員会活動費助成金
66	地域振興部	地域振興課	秋田市防犯活動推進補助金
67	地域振興部	地域振興課	秋田市民憲章推進協議会事業費補助金
68	地域振興部	西部市民サービスセンター	雄物川フェスティバル開催事業費補助金
69	地域振興部	西部市民サービスセンター	海水浴場水難防止活動等事業費補助金
70	地域振興部	西部市民サービスセンター	地域観桜会開催事業費補助金
71	商工部	商工労働課	商店街振興事業費補助金(中心市街地出店促進事業)
72	商工部	商工労働課	商店街振興事業費補助金(商店街共同施設設置事業)
73	商工部	商工労働課	商店街振興事業費補助金(商店街街路灯等電気料補助事業)
74	商工部	商工労働課	商店街振興事業費補助金(商店街ソフト事業)
75	商工部	商工労働課	商店街振興事業費補助金(商店街空き店舗対策事業)
76	商工部	商工労働課	秋田商工会議所事業費補助金
77	商工部	商工労働課	河辺雄和商工会事業費補助金

件数	部局	課所室	補助金名称
78	商工部	商工労働課	秋田市中心小企業融資あっせん制度に係る保証料補助、利子補給
79	商工部	観光物産課	竿燈まつり開催事業費補助金
80	商工部	観光物産課	観光コンベンション推進事業費補助金
81	商工部	観光物産課	土崎港まつり開催事業費補助金
82	商工部	商工労働課	秋田市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金
83	商工部	商工労働課	メーカー実行委員会補助金(秋田県中央メーカー実行委員会)
84	商工部	商工労働課	メーカー実行委員会補助金(第79回秋田県中央メーカー実行委員会)
85	商工部	商工労働課	秋田雇用開発協会補助金
86	商工部	商工労働課	秋田市共同高等職業訓練校補助金
87	商工部	商工労働課	シルバー人材センター運営経費補助金
88	商工部	港湾貿易振興課	秋田港海の祭典開催費補助金
89	商工部	商工労働課企業集積促進室	七曲臨空港工業団地水道使用料金補助金
90	商工部	商工労働課	工業振興費各種団体補助金
91	商工部	商工労働課企業集積促進室	商工業振興条例奨励措置事業(操業促進・用地取得・環境整備・雇用促進助成金)

(出所)秋田市の資料による。

④ 現在までの状況(平成24年度～現在)

以下に示す体制により、予算編成の過程での見直しを行っている。

**【図表7】 現行の体制**

● 前期行政経営会議(7～8月頃)

部局による事業のプレゼンテーションを実施。既存事業の課題整理や効果検証なども行いつつ、事業実施の適否の判断、具体的指示等を行い、予算要求に向けて方向性等

を整理する。会議対象事業は、概ね、「創生戦略事業」「市長公約事業」「政策的判断を要する事業(今後の方向性等の確認が必要な事業)」「施設整備事業」「その他新規事業」となっている。

● 中間行政経営会議(10～11月頃)

部局が前期行政経営会議の指示等に基づく検討結果を説明。追加の指示等を行い、事業の方向性を確定する。会議対象事業は、概ね「前期行政経営会議で指示を受けた事業」「追加提案事業」となっている。

● 後期行政経営会議(1月頃)

次年度の当初予算について、市長査定を行い、次年度事業を確定する。

(注1) 前期行政経営会議と中間行政経営会議において、既存事業の課題整理や効果検証なども行いつつ、次年度の新規事業や政策的判断を要する事業の方向性等を整理しているほか、その結果を踏まえ、後期行政経営会議(市長査定)を経て、予算編成を行っている。

(注2) 行政経営会議の委員構成

委員長:市長、副委員長:副市長、委員:総務部長・企画財政部長

出席者:事業担当部局の部長・次長および担当課所室の職員

事務局:総務課・企画調整課・財政課

(2) 監査の結果(指摘及び意見)

**【意見 1】 補助金等事業の DX 化について**

現在政府の補助金の電子申請のシステムを見ると大まかには次の構造をなしている。第1が、GbizIDであり、ひとつのIDで複数の行政サービスにアクセスできる法人・個人事業主向けのシステムである。第2が、jGrantsであり、令和2年4月に経済産業省がリリースした電子申請システムである。これにより書類記入や郵送手続きが基本的にインターネット経由の申請に置き換わり業務が簡素化された。また、jGrantsの申請にGbizIDを利用することで、二要素認証による強固な本人確認手段を可能としている。ちなみに、二要素認証は、国立大学の学生のメールの使用の前提やスマホの各種サービスにも使用されており、現在では汎用の手法となっている。事業再構築補助金など政府の中小企業対策の補助金では、上記2つのシステムの下に個別の補助金管理システムがリンクされているものが多い。

しかるに、秋田市をはじめとする地方自治体の補助金申請及び交付手続きについてはまだその多くが電子化されていない。平成23年当時の行政改革の一環として行われた補助金の

見直しにあっては、専ら支出目的の適正性を中心になされたが、令和に行うべき補助金の見直しについては、①公益性及び平等性の観点、②手続きの簡素化の観点、③DX化の観点、及び④政策目的と効果の観点等から改めて行う必要がある。その際、政府の現行のシステムを活用できる可能性だけでなく、秋田市全体ないしは広くは秋田県全体の標準化された共通基盤の上で構築することも検討すべきであろう。当該電子化事業と後述する各論における電子地域通貨が結び付けられるとかなり効率的かつ先進的な電子自治体となるものと思われる。

今回の新型コロナウイルス感染症関連の各種補助金や助成金等のように、予期せぬあいだに政策等により急遽制度を構築し、業務を実施せざるを得ないようなケースは、不確実性の高い時代にあって今後ますます増加することも予想される。このような場合でも、職員に急な大きな負担をかけることなく対応できる仕組みの一環として前向きに検討することが望まれる。

なお、電子政府で世界で最も優れた国のひとつであるエストニアを、世界最高齢のプログラマーである若宮正子氏が訪れたとき、これだけ高度な電子政府を構築した理由を尋ねたところ、戦争や災害などで国が失われても、バーチャルの世界で国を運営し、国民がちりぢりになってもそこにアクセスすることで国民が寄り添えるからだと答えられたとのことである。エストニアが今日のウクライナ戦争を想定していたのかはわからないが示唆に富む発言であろう。今後、どのような災害があっても、それは水害や雪害、地震などであっても、市民が電子的にコミュニケーションを取れ、必要なところに必要なサービスを提供できる仕組みの一環としても検討されたい。

## 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

以下においては、各組織毎の抽出した事業の監査結果を示す。

### 1. 総務部

#### (1) 総務部の業務の概要

総務部の業務について参考のためその概要について以下のように「秋田市行政組織規則」における事務分掌で示す。

##### ① 総務課

【図表 8】 総務課の事務分掌

- ・市議会の招集および議案に関すること。
- ・表彰および功労者等の待遇に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・儀式に関すること。
- ・市の行政区域に関すること。
- ・行政組織および職務権限に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・事務の考査、能率および改善に関すること。
- ・法令遵守の推進に関すること。
- ・行政手続に関すること。
- ・行政改革の推進に関すること。
- ・第三セクターに関すること。
- ・公益財団法人等に対する指導監督の調整に関すること。
- ・指定管理者制度に関すること。
- ・功労者審査会に関すること。
- ・行政不服審査会に関すること。
- ・能力開発委員会に関すること。
- ・その他他の部の所管に属しないこと。
- ・部内の連絡調整に関すること。
- ・課(工事検査室を含む。)の予算経理に関すること。

② 秘書課

【図表 9】 秘書課の事務分掌

- ・市長および副市長の秘書ならびに渉外調整に関する事。
- ・課の予算経理に関する事。

③ 文書法制課

【図表 10】 文書法制課の事務分掌

- ・公文書等の管理に関する事。
- ・文書の浄書、発送および配布に関する事。
- ・公印および電子署名に関する事。
- ・情報公開に関する事。
- ・個人情報の保護に関する事。
- ・情報公開・個人情報保護審査会に関する事。
- ・歴史資料の収集等に関する事。
- ・公文書管理委員会に関する事。
- ・市公報および市例規集に関する事。
- ・条例、規則等の審査および法令の解釈に関する事。
- ・訴訟および調停等に関する事。
- ・公平委員会に関する事。
- ・法令審査委員会に関する事。
- ・課の予算経理に関する事。

④ 人事課

【図表 11】 人事課の事務分掌

- ・行政組織および職務権限に係る事務調整に関する事。
- ・職員の定数および配置に関する事。
- ・職員の任免、服務、給与その他の勤務条件に関する事。
- ・職員の分限および懲戒に関する事。
- ・職員の表彰に関する事。
- ・職員の児童手当に関する事。
- ・人材育成方針の策定および職員の研修の実施に関する事。

- ・退職手当に関すること。
- ・職員の福利厚生に関すること。
- ・職員の安全衛生に関すること。
- ・職員等の公務災害補償に関すること。
- ・職員団体に関すること。
- ・退隠料、遺族扶助料、退職年金および遺族年金等に関すること。
- ・人事および給与制度その他職員の勤務条件に係る制度の調査研究に関すること。
- ・人事および給与制度に関する他の任命権者との連絡調整に関すること。
- ・特別職の議員報酬等の額に関する審議会に関すること。
- ・退職手当審査会に関すること。
- ・職員懲戒審査委員会に関すること。
- ・秋田県市町村職員共済組合との連絡調整に関すること。
- ・職員互助会に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

⑤ 防災安全対策課

【図表 12】 防災安全対策課の事務分掌

- ・防災その他の市民の安全に係る危機管理に関すること。
- ・防災会議に関すること。
- ・地域防災計画に関すること。
- ・防災訓練に関すること。
- ・自主防災組織の育成、指導に関すること。
- ・防災施設および設備の整備計画に関すること。
- ・災害予防および災害応急対策に関する連絡調整に関すること。
- ・災害情報および被害情報の収集および報告に関すること。
- ・国民保護協議会に関すること。
- ・国民の保護に関する計画および国民の保護のための措置に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

⑥ 契約課

【図表 13】 契約課の事務分掌

- ・工事その他の請負契約に関する事。
- ・物品の購入および修繕に係る契約(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- ・業者登録に関する事。
- ・不用物品の処分に関する事。
- ・秋田市用品調達基金の管理に関する事。
- ・契約に係る事務の指導および助言に関する事。
- ・課の予算経理に関する事。

⑦ 財産管理活用課

【図表 14】 財産管理活用課の事務分掌

- ・財産(公共施設等を除く。)の総括管理に関する事。
- ・公共施設等の保全および管理運営に係る総合調整および総括管理に関する事。
- ・普通財産の取得、管理および処分に関する事。
- ・行政財産の取得および調整に関する事。
- ・市有財産の活用に関する事。
- ・法定外公共物に関する事(財産管理および機能管理を除く。)
- ・庁中の秩序保持に関する事。
- ・庁舎(他の所管に属するものを除く。)および公舎の維持管理に関する事。
- ・自動車の管理に関する事。
- ・建物および自動車の保険に関する事。
- ・不動産評価審査委員会に関する事。
- ・課の予算経理に関する事。

これ以外に、工事検査室を管轄としている。



## (2) 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 15】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	968	1,527	2,062	2,040	5,882
負担金	107,141	123,293	68,384	98,631	116,999
交付金	-	-	-	-	-
その他	2,718	1,351	1,313	1,294	2,444
合計	110,827	126,171	71,759	101,965	125,325
一般会計の割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所)秋田市の資料より作成。

## (3) 抽出した監査対象の概要

総務部が管轄する事業のうち、事務事業の内容・性質から重要と思われる事業を数件抽出した。なお、案件については、1件 1 百万円以上のものは全件(但し、人件費は除く)、1 百万円以下のものは数件を抽出して監査手続きを実施した。

その結果以下の事業を対象とした。

【図表 16】 総務部管轄で対象とした事業

勘定科目	担当課	事業の名称
負担金	総務課	総務課管理費
負担金	人事課	職員研修費
補助金	防災安全対策課	老朽危険空き家等対策経費
補助金	防災安全対策課	自主防災組織育成事業
負担金	防災安全対策課	防災対策管理費
負担金	契約課	電子入札システム運用経費
その他	財産管理活用課	財産管理費

(4) 総務課管理費(総務課、負担金)

① 補助等の目的

市政運営上関連する団体と連絡調整を図り、もって地方自治の興隆繁栄に寄与することが目的という非常に壮大なものとなっている。

② 事業の概要

以下の各会に対する会費等の負担金を支出して、所期の目的を達成するものとしている。

- ・全国市長会
- ・秋田県市長会
- ・秋田人権擁護委員協議会

上記会議で定められている会費等を当該会計科目により支出するものであり、当該支出根拠は外生的に定められるものである。財源は秋田市自らの財源で負担するものである。

③ 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。通常、負担金と諸会議等出席負担金で支出するが、令和3年度は負担金のみでの支出であった。

【図表 17】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	8,734	7,471	7,433	7,393	7,387
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	8,734	7,471	7,433	7,393	7,387
計	8,734	7,471	7,433	7,393	7,387

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

④ 事業内容

ア. 全国市長会

(ア) 概要

全国市長会は全国の市長(特別区の区長を含む)をもって組織している(平成 30 年 10 月 1

日現在 815 市区が加盟)。法的には、昭和 38 年の地方自治法の改正により、市長の全国的  
連合組織として自治大臣(現・総務大臣)への届出団体となり、現在に至っている。(地方自治  
法第 263 条の 3)

(イ) 主な事業内容

- ・市政に関し中央地方の連絡調整
- ・地方自治に影響を及ぼす法律等の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会へ  
の意見書の提出に関する事項
- ・地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との国  
と地方の協議の場に関する事項
- ・地方行財政に関する調査研究
- ・研究会、講習会等の開催
- ・機関誌その他市政に関する図書の刊行頒布

(ウ) 令和 3 年度における会費 1,286 千円

※「人口区分」により理事・評議員合同会議で決定されたもの。

イ. 秋田県市長会

全国市長会と同様の趣旨で秋田県内の市長により構成された会議体である。

令和 3 年度における会費は 5,084 千円となっている。

ウ. 秋田人権擁護委員協議会

(ア) 目的

各種行事を通じ、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及効  
用を図る。

(イ) 区域及び組織

秋田地方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域で、その区域内の人権擁護委員をもつ  
て組織する。

(ウ) 会の任務

- ・人権擁護委員の連絡及び調整
- ・必要な資料及び情報の収集
- ・職務に関する研究及び意見の発表
- ・関係機関に対して意見を述べる事

(エ)経費の負担(同協議会の会則で規定有り)

経費は市町村からの負担金等の収入をもって充てるとされている。令和3年度の負担金は1,017千円であった。

(5)職員研修費(人事課、諸会議等出席負担金)

① 補助等の目的

秋田市職員のスキルアップや業務の効率化のために、外部における様々な研修に参加するために支出するもの。

② 根拠法令

なし(職員研修全般についての規程はあるが、個別の負担金について根拠となる法令等はない。各負担金額等については派遣先の研修機関の実施要領等に定められている。)

③ 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。諸会議等出席負担金で支出する。

【図表 18】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	1,901	1,929	1,860	22	466
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	1,901	1,929	1,860	22	466
計	1,901	1,929	1,860	22	466

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

④ 事業内容

人事課や部局ごとに資格取得等をも含めた研修計画や研修体制が整備されており、当該計画に基づき必要な支出をすることとしている。

(6) 老朽危険空き家等対策経費(防災安全対策課、補助金)

① 補助等の目的

空き家等のうち、助言・指導、勧告又は命令を受けた危険な空き家等の所有者等が、自ら行う当該空き家等の解体及び撤去を促進するために、その費用の一部を補助する。

② 事業の概要

条例・要綱に基づき、一定の危険空き家等の解体・撤去工事の費用の一部を補助する。総合計画である「県都『あきた』創生プラン 推進計画」による事業で、財源は市独自の財源である。そのため根拠法はないが、以下の条例等を根拠とする。

【図表 19】 根拠規定

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市空き家等の適正管理に関する条例・施行規則</li> <li>・秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付要綱</li> </ul> |
|---|

事業は平成 26 年度から開始され、補助終了の予定年度はまだ設定されていない。補助金の交付先は空き家等の解体・撤去工事を実施した市民であり、交付要綱により補助すべき金額が示されている。

③ 補助金等の決算額の推移

制度発足以降の補助金額の推移は以下のとおりである。

【図表 20】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	943	1,450	2,000	2,000	5,848
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	943	1,450	2,000	2,000	5,848
計	943	1,450	2,000	2,000	5,848

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

なお、令和3年度の交付実績は以下のとおりである。

【図表 21】 令和3年度における補助金交付実績

(単位:千円)

件数(件)	補助対象経費	交付決定額
13	13,767	5,848

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

(注)令和3年度は、当初予算は1,500千円(3件)であったが、補正予算により予算現額は6,000千円であった。

④ 制度のあらまし

対象となる空き家等は、条例、規則その他の関係法令の規定により秋田市から助言・指導、勧告又は命令の対象となったものであり、秋田市内にあって少なくとも1年間使用していないもので、個人が所有する物件に限っている。具体的には対象者の要件は以下のとおりである。

〈人的要件〉

- ・登記事項証明書に記載されている人
- ・前記の相続人
- ・その他空き家等の管理者と秋田市長が認める人

〈実質的要件〉

- ・市税を滞納していない
- ・対象者の属する世帯の所有する資産合計が1,200万円以下
- ・対象者の属する世帯の主たる生計維持者の前年度所得額が460万円以下
- ・過去に本制度による補助金を受けていない
- ・抵当権の設定があれば、抵当権設定者や権利者からの同意を受けている
- ・補助金を受けてから1年以内に土地を譲渡等しない

対象となる工事は以下の要件を満たすものである。

- ・空き家等の全部を解体撤去する工事
- ・解体撤去を行う資格があり、本市に本店を有する業者が施工
- ・対象者が施工者と工事請負契約を締結
- ・他の補助金の交付を受けていない

- ・3月31日までに完了できる工事

上記の工事において、以下の経費が補助の対象となる。

- ・解体撤去工事の工事費
- ・廃材等の収集運搬費及び処分費
- ・付随する工事経費等
- ・その他解体撤去工事に係る諸経費

補助金額は、補助対象経費の2分の1で上限50万円までとされている。

＜参考＞秋田市空き家対策基本方針より、空き家対策の問題点

ア. 空き家が増加傾向にある。

	空き家率	空き家件数	特に注意すべき家屋
全国平均	13.1%	—	—
秋田市	14.3%	3,041件	36件

- イ. 空き家の所有者による管理が適正に行われていない。
- ウ. 所有者等が行方不明など特定できない。
- エ. 相談窓口と市役所内部の役割分担が不明で相談しにくい。
- オ. 所有者が管理費や解体費を捻出できない。
- カ. 転入者へ空き家を供給する制度がない。
- キ. 家屋を解体して更地にすると税金が4倍に上昇する。

#### (7) 自主防災組織育成事業(防災安全対策課、補助金)

##### ① 補助等の目的

自主防災組織が主体となり組織内の全世帯に配布するために作成する災害避難路マップに係る経費を補助するものである。平成26年度から行っている。

##### ② 事業の根拠

根本の根拠は、災害対策基本法及び秋田市地域防災計画であるが、具体的な根拠は「秋田市自主防災組織災害避難路マップ作成経費補助金交付要綱」であった。ただし、当該交付要綱は令和3年度で廃止をしており、また直近5年間で補助金の支給実績はゼロとなっている。

## ③ 補助金等の決算額の推移

直近 5 年間の補助金額の推移は以下のとおりゼロとなっている。

【図表 22】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	-	-	-	-	-
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

## ④ 補足事項

## ア. 本来の事業趣旨(要綱より)

本来、当該事業は、地域の自主防災組織が、各町内会単位で、災害時避難のためのマップを自ら作成し、避難路や避難場所等の情報を共有し、洪水や土砂災害などの災害に適切に対応できる様に策定されたものであり、その場合には一組織に 10 万円を限度として補助金を交付するというものであるが、現在のところなかなか機能していないと言える。

## イ. 他の補助金との重複

秋田市は、この事業以外にも防災マップを作成する補助金はあったが、自主防災組織の活用により更に効果的な避難路マップとなることを期待して策定された事業であった。

## ウ. 平成 26 年度から令和 3 年度までの事業の成果

実際に避難路を設定している自主防災組織は、約 300 区域で、秋田市全体の約 3 割にとどまっているとのことである。

## (8) 防災対策管理費(防災安全対策課、負担金)

## ① 負担金の目的

以下の負担金が含まれている。

- ・秋田県指定水防管理団体連合協議会会費



- ・NPO 法人秋田県水難救済会会費
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽定期点検負担金
- ・県情報集約配信システム運用経費負担金
- ・防災行政無線電波利用料

② 事業の概要

会則、協定、要綱等に基づき支出するもので、総合計画である「県都『あきた』創生プラン推進計画」による事業で、財源は秋田市独自の財源である。なお、事業開始年度は不明とのことである。

③ 負担金の決算額の推移

過去5年間の負担金の決算額の推移は以下のとおりである。

【図表 23】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	2,527	575	576	914	834
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	2,527	575	576	914	834
計	2,527	575	576	914	834

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

なお、令和3年度の主な支出内容及び金額は以下のとおりである。

【図表 24】 令和3年度における補助金等交付実績

(単位:千円)

支払先	金額	内容
秋田県水難救済会	463	水難事故の防止と普及啓発事業、水難救済に関する地域安全対策の支援への対価 ※決算書が徴求されている。内容は適切と思われる。
秋田県	164	県情報集約システム負担金(県内各市町村ごと) ※秋田県の要綱による。

秋田市水道事業管理者	103	貯水槽年次点検負担金 ※協定書による。
------------	-----	---------------------

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

④ 制度のあらまし

各支出はそれぞれの契約書等に従って支出するものである。

(9) 電子入札システム運用経費(契約課、負担金)

① 負担金の目的

秋田市電子入札システムは、入札等における透明性の確保や、競争性・公平性の向上を図るとともに、インターネットを利用した入開札事務の効率化や安全な運用を目的としたシステムである。神奈川県横須賀市の開発した公証認証サーバーを利用するために、現協定では平成29年度から開発費及び保守費に係る負担金を支払っている。

② 契約の概要

秋田市が横須賀市と締結した「電子入札システムに係る電子認証システム及び電子公証システムの共用に関する協定書」に基づき、横須賀市が管理運営している電子入札システムに係る公証認証サーバーを活用して電子入札システムを効率的、安定的に使用するもの。平成21年度から開始し、令和5年度までの負担金支出である。

③ 補助金等の額(決算額)の推移

過去5年間の補助金等の決算額の推移は以下のとおりである。

【図表 25】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	—	6,784	6,802	6,819	6,819
(財源内訳)					
○国・県	—	—	—	—	—
○一般財源	—	6,784	6,802	6,819	6,819
計	—	6,784	6,802	6,819	6,819

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

## ④ 事業内容

## ア. 秋田市の電子入札システムに関するこれまでの経緯

横須賀市の公証認証サーバー共用に至る経緯と現況は以下のとおりである。

年度等	事業内容
平成16年度	総合評価一般競争入札でNTTの電子入札システムを採用し平成17年4月から運用
平成21年度	公証認証サーバーの契約者の事業撤退があり、秋田市と同様にNTTのシステムを利用する横須賀市が公証認証サーバーを設置し同システムを利用する自治体で共用することとなる。
平成28年度	公証認証サーバーを継続して運用するため、横須賀市との協定が更新される。

## イ. 負担金の内容

横須賀市がNTTと契約した公証認証サーバーに関する開発費と保守費を、秋田市も含めた6つの共用している市の負担割合(サーバーを使用した入札件数に応じた割合)に応じて金額を算定している。

## ウ. 電子入札システム活用の効果について

## (ア) 工事・測量建設コンサル等の入札

システム導入前(平成16年度以前)は、週に1回、30件程度の案件を、100人収容の大会議室に業者を参集させて、職員6人で半日に渡って入札と開札を実施していた。

システム導入後(平成17年以降)は、同様の件数について、指定した期間内にシステムで入札を受付し、開札は立会人の業者2名(50音順で選出)と職員3人(執行者、補助者、システム操作者)で開札処理を最大約1時間半程度で実施しており、事務効率が大きく改善されたとのことである。

## (イ) 物品の入札

少額随契案件について、それまでは年間約2千件程度(当時)を不定期に見積合わせしていたが、全て週に1回オープンビッドとして定期的にシステムで執行することにより、事務処理が効率化されたとのことである。

エ. システムの見直しの必要について

横須賀市は、共用してきた3市が令和4年度末で脱退する事で、改修費用や管理運営費用の負担が大幅増になるため、令和5年度末でシステムの運用を取りやめ、他システムへ移行する事となった。

これを受けて、秋田市も令和5年度で共用を終結し、新たなクラウド方式によるパッケージ型システムを単独導入する方向で検討を進めている。

(10) 財産管理費(財産管理活用課、その他)

① 支出の目的

統一条件や協定書に基づき、部落や解散前の財産区(地方自治法第 294 条)を構成していた自治会等に対し分収金として交付するものである。

② 支出の概要

統一条件や協定書に基づき、部落や自治会等が所有していた財産から生じた収益(分収金)を秋田市が適切に算定して部落や自治会等に交付する。部落や自治会等により「統一条件」や「協定書」、「覚書」と、それぞれ名称は異なる。統一条件等の終了時期については定めていないが、近年秋田市は廃止に向けた協議を経て、交付を終了する場合も出ている。支出の相手方は、部落や自治会等の名義である。

③ 補助金等の額(決算額)の推移

過去 5 年間の補助金等の決算額の推移は以下のとおりである。

【図表 26】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	2,718	1,351	1,345	1,294	2,444
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	2,718	1,351	1,345	1,294	2,444
計	2,718	1,351	1,345	1,294	2,444

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

④ 事業内容

ア. 財産区とは

財産区とは、市町村から独立した財産を有し、その財産の管理及び処分をすることができる特別地方公共団体である。財産区の財産の管理及び処分は、法令に特別に定めがある場合を除き地方自治法の普通公共団体の例によることとされている。

財産区には、①市町村制施行当時から引き続いて存在するものと、②市町村の合併などのときに設置されるものがある。

市町村の廃置分合の結果、財産区の区域が2つ以上の市町村の区域にわたることとなる場合を除き、従来から存続する財産区は、合併に際してなんら影響はなく、そのまま存続することとなる。

イ. 秋田市の事例

「統一条件」

旧慣使用权(特定地域の住民による田畑の肥料や牛馬の飼料用の採草、生活用薪材の採取、屋根用萱の採取、放牧等)の対象となる慣行、山林等の管理方法、使用収益の分け前(分収金)の割合、支払方法及び使途、部落有財産目録等が記載されている。具体的には、以下の事例が存在する。

- ・旭川村部落有財産統一条件 (泉部落、濁川部落、添川財産区、手形部落会)
- ・廣山田村部落有財産統一条件 (檜山会)

「協定書・覚書」

市町合併時に財産区が町に財産を譲渡するにあたり、分収に関する事項を定め、市が市有地の売払い又は貸付等した収入の一部を分収金として支払うこと等が記載されている。具体的には、以下の事例が存在する。

- ・協定書(新波自治会)
- ・協定書(中の沢自治会)
- ・覚書(和田財産管理会)

旧部落有地の一部の土地について、貸付した収入の一部を分収金として支払うこと等が記載されている。具体的には、以下の事例が存在する。

- ・協定書(泉部落・濁川部落)

ウ. 分収金に関する秋田市の基本方針

統一条件や協定書に基づき各部落、各自治会等へ分収金の交付を行う。

エ. 分収金の算定

賃貸借契約による土地貸付収入や収穫間伐収入に、統一条件や協定書に基づく割合を乗じて算出する。

オ. 見直しの検討

大正・昭和時代の旧慣使用権は実態がなくなっていることから、令和 3 年度に市の顧問弁護士に分収金を廃止することには法的に問題は無いと確認している。実際には廃止に向けた交渉も実施しているが、各地区の状況がそれぞれ異なるため経過措置を設けるなどの対応をしている。

財産管理活用課の方針としては、統一条件による分収金はすべて廃止、協定書・覚書による分収金は、

- ・立木に関する部分は継続
- ・土地の売払い・貸付に関する分収金は廃止

として、相手方と順次協議を行っている。

(11) 監査の結果(指摘及び意見)

① 総務課管理費(総務課、負担金)

該当なし

② 職員研修費(人事課、諸会議等出席負担金)

**【意見 2】 今後における職員研修のリカバリーの必要性について**

コロナウイルス感染症の影響でこの 2 年間の研修実績は大きく減少している。止むを得ない事ではあるが、過去 2 年間ばかりか、今後ともこの様な状況により既存の研修方法では特に対面の研修は中止等になる可能性も有りうる。

少子高齢化の中で行政職員の今後の採用や、現職の職員について今後さらに研修等による人的資源の有効活用が必要となるところである。

今後、過去 2 年間の空白を埋める手立てを取りながら、DX 化等も考慮して適切な研修方法の策定と実行が望まれる。なお、現行派遣研修というと国土交通省等公的機関がほとん

どであるが、民間の専門機関や大学等の研究機関への学習や研究の機会も考慮する必要もあるであろう。

③ 老朽危険空き家等対策経費(防災安全対策課、補助金)

**【意見 3】 今後の空き家対策の充実・促進について**

少子高齢化等の影響もあり日本全国で空き家の増加、特に倒壊等の危険度の高いものや市民生活の環境に重大な悪影響を与えるようなものが増加しており、今後とも増加する傾向にある。

秋田市の積極的な補助金事業により令和 3 年度は大幅に空き家の解体撤去が進展しており、今後とも早急な危険空き家等の処理が望まれる。

また、秋田市は転入者を受け入れて人口減少対策や産業振興等を図っている所であるが、空き家をより適切に有効利用することで減少させるように努力する等の全庁横断的な空き家の情報共有と対策を図る事が望まれる。

空き家については、近時様々な活用方法が提案されている。小規模不動産特定共同事業法を用いたいわゆるファンドを用いた再生事例や、大規模なものを減築して使うこと、室内を野菜工場とする方法など様々である。そのため、空き家の分類にあたっては、現状の状況や建築物としてのリスクだけでなく、活用可能な観点からの分類も求められると考える。

④ 自主防災組織育成事業(防災安全対策課、補助金)

**【意見 4】 自主防災組織の強化のために更に充実させるべき事業のあり方について**

地域のコミュニティは少子高齢化等が進む中で弱体化の一途を辿っている。秋田市の自主防災組織自身による防災マップづくり事業は特筆に値する事業である。今後とも、共助としての自主防災組織の強化は、避難時要支援者等の対策も含めて重要な防災対策である。秋田市が長年に渡り事業実績が上がらなかった点はもっと早い段階で事業の見直し(内容変更等)をするべきであった。適切な自主防災組織の充実・強化のために防災マップも含めた適切な施策を実施されることが望まれる。

⑤ 防災対策管理費(防災安全対策課、負担金)

該当なし

⑥ 電子入札システム運用経費(契約課、負担金)

**【意見 5】 外部とのシステム共用に関する選択・運営に関する基準の明確化等について**

横須賀市の電子入札の公証認証システムを、同じ NTT 関連のソフトウェアとして秋田市が共用するに至った点は概念的には納得感がある。確かに当該システムの利活用で、建設工事入札の管理に関して、時間、人員の大幅削減等により効率的に業務を達成できることによる効果(メリット)は大きいものと認められる。

ただし、実際の経費負担として、開発費の負担額も決して少額ではなく、当該システムが当初の見込みよりも短期間で使用廃止となってしまうことは費用対効果として問題があるものと思われる。

加えて、文書の管理保存年数を超えているという事で、システムの導入経緯等の判る資料は廃棄されているということである。

今後において、秋田市以外の行政機関とのシステム共用に関して、適切な契約基準を明確に作り、実際の契約締結した経緯等が後日でも判る様にシステムの使用廃止まで保管する等保存年限を変更すべきである。

⑦ 財産管理費(財産管理活用課、その他)

**【指摘事項 1】 分収金の廃止に関する適切な交渉と調査について**

ア. はじめに

分収金の支払先は自治会又は財産管理会といったいわゆる人格なき社団である。これらについて、以下支払の根拠となる統一条件等の法的効果と分収金についての法人税等の課税問題について示すこととする。

イ. 分収金の統一条件等の法的効果について

当該論点については秋田市が既に弁護士に問い合わせをしており、旧慣使用権について実態がなくなっているため、分収金を支払う法的根拠を失っているとのことであるから、漫然と分収金を支払い続けることは著しく不適當であり、公平性の観点からも望ましくはない。財産管理活用課はできるだけ早期に各部落や自治会などとの交渉を行い、速やかに廃止に向かって対応を行うべきである。

ウ. 法人税法等の扱い

村落自治会や管理会は当然ながら人格なき社団として法人税法の課税の対象となる(法人税法第2条①8、第3条)。そのため、分収金を収益事業として法人税の申告を必要とする可能性がある。この点、秋田市が当該納税事実を確認しつつ交渉に臨むことになろう。



## 2. 企画財政部

### (1) 企画財政部の業務の概要

企画財政部の業務について参考のためその概要について以下のように「秋田市行政組織規則」における事務分掌で示す。

#### ① 企画調整課

【図表 27】 企画調整課の事務分掌

- ・総合計画の策定および推進に関すること。
- ・行政施策の総合調整に関すること。
- ・国、県その他団体との連絡調整に関すること。
- ・広域行政に関すること。
- ・部局の連絡調整に関すること。
- ・行政経営システムの構築に関すること。
- ・国内外の都市間交流に係る総合調整に関すること。
- ・国際交流事業等に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・外国との友好・姉妹都市交流事業に関すること。
- ・国内姉妹都市交流および渉外に関すること。
- ・公立大学法人秋田公立美術大学に関すること。
- ・庁議に関すること。
- ・公立大学法人評価委員会に関すること。
- ・総合教育会議に関すること。
- ・部内の連絡調整に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

#### ② 財政課

【図表 28】 財政課の事務分掌

- ・財政計画に関すること。
- ・予算編成、予算執行計画および配当に関すること。
- ・秋田市財政調整基金、秋田市減債基金、秋田市地域振興基金および秋田市公共施設等整備基金の管理に関すること。

- ・市債に関すること。
- ・地方交付税に関すること。
- ・財政事情を説明する文書の作成および公表その他財政運営に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

③ 人口減少・移住定住対策課

**【図表 29】 人口減少・移住定住対策課の事務分掌**

- ・人口減少対策の推進に係る総合調整に関すること。
- ・秋田市ふるさと応援寄附金に関すること。
- ・市への移住および定住の促進に関すること。
- ・シティプロモーションの推進に関すること。
- ・移住相談センターに関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

④ 情報統計課

**【図表 30】 情報統計課の事務分掌**

- ・電算化に係る連絡調整に関すること。
- ・電子計算組織の運営管理に関すること。
- ・電子計算適用業務のシステム開発に関すること。
- ・情報化施策に関すること。
- ・社会保障・税番号制度に関すること。
- ・国および県の委託統計調査に関すること。
- ・市勢統計調査に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

⑤ 広報広聴課

**【図表 31】 広報広聴課の事務分掌**

- ・文書および視聴覚による広報に関すること。
- ・報道機関との連絡に関すること。
- ・市政に関する要望、陳情および意見等に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

⑥ 市民税課

【図表 32】 市民税課の事務分掌

- ・市税(固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。)の賦課および調定に関すること。
- ・地方譲与税に関すること。
- ・利子割交付金に関すること。
- ・配当割交付金に関すること。
- ・株式等譲渡所得割交付金に関すること。
- ・法人事業税交付金に関すること。
- ・地方消費税交付金に関すること。
- ・ゴルフ場利用税交付金に関すること。
- ・環境性能割交付金に関すること。
- ・税制の総合企画に関すること。
- ・所得等の証明に関すること。
- ・所得等の証明手数料等の調定および徴収に関すること。
- ・固定資産評価審査委員会に関すること。
- ・税に係る事務の連絡調整に関すること。
- ・課(資産税課、納税課および特別滞納整理課を含む。)の予算経理に関すること。

⑦ 資産税課

【図表 33】 資産税課の事務分掌

- ・固定資産の評価に関すること。
- ・固定資産税の賦課および調定に関すること。
- ・特別土地保有税の賦課および調定に関すること。
- ・国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- ・国有提供施設等市町村助成交付金に関すること。
- ・固定資産等の証明に関すること。
- ・固定資産等の証明手数料の徴収に関すること。

⑧ 納税課

【図表 34】 納税課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関すること。</li> <li>・市税およびこれに伴う収入金の嘱託および受託に関すること。</li> <li>・市税の督促および滞納処分に関すること。</li> <li>・国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収納に関すること。</li> <li>・納税思想の高揚および納税貯蓄組合に関すること。</li> </ul>
---

⑨ 特別滞納整理課

【図表 35】 特別滞納整理課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税および公課の滞納(滞納額が高額なものおよび滞納整理が困難なものに限る。)の整理等に関すること(他の所管に属するものを除く。)</li> <li>・債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関すること。</li> </ul>
--

⑩ 地籍調査室

【図表 36】 地籍調査室の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査に関すること。</li> <li>・街区基準点の維持管理等に関すること。</li> <li>・室の予算経理に関すること。</li> </ul>
---

(2) 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 37】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	1,854,087	1,799,105	1,720,850	1,703,323	1,634,905
負担金	2,230,416	2,333,084	3,232,733	4,632,464	7,530,322
交付金	989,018	1,058,485	1,065,345	1,121,138	1,178,151
その他	-	-	32	-	-
合計	5,073,521	5,190,674	6,018,960	7,456,925	10,343,378

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般会計の割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所)秋田市の資料より作成。

### (3)抽出した監査対象の概要

企画財政部が管轄する事業のうち、事務事業の内容・性質から重要と思われる事業を数件抽出した。その結果以下の事業を対象とした。

**【図表 38】 企画財政部管轄で対象とした事業**

勘定科目	担当課	事業の名称
補助金	財政課	農業集落排水事業会計負担金等
補助金	財政課	下水道事業会計負担金等
補助金	人口減少・移住定住対策課	移住促進事業
負担金	情報統計課	光回線整備事業費補助金

### (4)農業集落排水事業会計負担金等(財政課、補助金)

#### ① 補助等の目的

農業集落排水事業会計は、地方公営企業としての特別会計となっている。当該会計に対する地方公営企業繰出金は、社会経済情勢の推移や地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において計上することとしているものである。

地方公営企業繰出金にかかる基本的な考え方については、毎年度、総務省より通知が発出され、当該通知に基づく経費のほか、経営の維持に必要な経費を負担金、補助金として交付しているものである。

当該補助金は地方公営企業繰出金の一部を構成するものである。

② 支出の対象

上述した総務省の通知における農業集落排水事業会計負担金等(補助金)にかかる項目の一例としては、次のような記載がある。

第8 下水道事業

2 分流式下水道等に要する経費

(1)趣旨

分流式下水道(「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号)に基づくものをいう。)等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1)趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号)により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和3年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

12 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1)趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第7号)により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

## (2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和3年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

## ③ 根拠法令

地方公営企業法、総財公第27号「令和3年度の地方公営企業繰出金について(通知)」

## ④ 補助金等の決算額の推移

過去5年間の補助金等の決算額の推移は以下のとおりである。

【図表 39】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	377,247	370,369	357,962	374,963	352,978
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	377,247	370,369	357,962	374,963	352,978
計	377,247	370,369	357,962	374,963	352,978

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

## (5) 下水道事業会計負担金等(財政課、補助金)

## ① 補助等の目的

下水道事業会計は、地方公営企業としての特別会計となっている。当該会計に対する地方公営企業繰出金は、社会経済情勢の推移や地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において計上することとしているものである。

地方公営企業繰出金にかかる基本的な考え方については、毎年度、総務省より通知が発出され、当該通知に基づく経費のほか、経営の維持に必要な経費を負担金、補助金として交付しているものである。当該補助金は地方公営企業繰出金の一部を構成するものである。

② 支出の対象

上述した総務省の通知における下水道事業会計負担金等(補助金)にかかる項目の一例としては、次のような記載がある。

第8 下水道事業

2 分流式下水道等に要する経費

(1)趣旨

分流式下水道(「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号)に基づくものをいう。)等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1)趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第4号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

都道府県にあつては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあつては10%)、市町村にあつては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。ただし、平成12年度から令和3年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1)趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すため



<p>の経費である。</p> <p>(2)繰出しの基準</p> <p>水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。</p> <p>7 高度処理に要する経費</p> <p>(1)趣旨</p> <p>下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。</p> <p>(2)繰出しの基準</p> <p>下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする。</p> <p>13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費</p> <p>(1)趣旨</p> <p>平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。</p> <p>(2)繰出しの基準</p> <p>下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。</p>
---

③ 根拠法令

地方公営企業法、総財公第27号「令和3年度の地方公営企業繰出金について(通知)」

④ 補助金等の決算額の推移

過去5年間の補助金等の決算額の推移は以下のとおりである。

【図表40】補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	1,320,445	1,270,234	1,242,030	1,211,511	1,173,406
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	1,320,445	1,270,234	1,242,030	1,211,511	1,173,406
計	1,320,445	1,270,234	1,242,030	1,211,511	1,173,406

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

## (6) 移住促進事業(人口減少・移住定住対策課、補助金)

### ① 補助等の目的

人口減少に対応して、秋田市への移住を促進させることを目的とする。

### ② 事業の概要

#### ア. 秋田市東京圏移住支援事業補助金

東京圏から秋田市への移住促進を図ることが目的である。支給開始年度は、令和元年度である。

本制度は、内閣府の「わくわく地方生活実現パッケージ」において、UIJ ターンによる起業・就業者の創出策として、東京圏から地方への移住者の経済的負担を軽減するための支援制度が令和元年度から創設され、秋田市においても実施したものである。そのため、移住要件等はこれに基づいていたもので、他市にも見られる。

#### イ. 秋田市子育て世帯移住促進事業補助金

移住希望者のうち子育て世帯を対象に住居に関する支援等を強化し、秋田市への移住を促進する。支給開始年度は、平成 29 年度である。

#### ウ. 秋田市若者移住促進事業補助金

少子高齢化と若者世代を中心とした転出超過が同時進行する中、単身者等への新たな支援制度として、若者が秋田市に移住する際必要となる諸経費の一部を補助し、秋田市の未来を担う若い世代の移住の増加を図ることを目的とする。支給開始年度は、令和元年度である。

#### エ. 秋田市移住相談ツアー助成金

秋田県外在住者で、秋田市への移住定住を検討している者に対して、農作業、文化体験、地元住民との交流など「秋田市暮らし」の楽しさを体験できる機会を提供する移住相談ツアーを実施するに当たり、参加者に助成金を交付する。支給開始年度は、平成 28 年度である。

### ③ 支出の対象

#### ア. 秋田市東京圏移住支援事業補助金

##### (ア) 対象者

以下の 1 から 3 すべてに該当

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

1. 東京 23 区在住者又は在勤者(1 都 3 県在住に限る)で転入前の 10 年のうち 5 年以上  
 在住又は通勤していた者(東京 23 区内の大学等への通学期間も加算可能)
2. 秋田県に移住希望登録をしている者
3. 次のいずれかに該当する者
  - ア 秋田県が構築しているマッチングサイトに掲載された中小企業等に就職した者又は  
 プロフェッショナル人材等であって新たに秋田市で雇用される者
  - イ 秋田市を生活の本拠とし、移住元での所属先起業(23 区内)での業務を引き続き行  
 うテレワーカー
  - ウ 本事業における関係人口に当たる者であって、本市内で就業・起業する者
  - エ 秋田商工会議所から支援を受けて起業する者

##### (イ)補助額

- ・単身世帯での移住:60 万円
- ・複数人世帯での移住:100 万円
- ・子育て加算:+30 万円
- ・「秋田市子育て世帯移住促進事業」の「新築+引越+生活必需品等」(上限 190 万円※  
 子 1 人の場合)に該当する者には、差額(上限 90 万円)を支給する(テレワーカー含  
 む。)

#### イ. 秋田市子育て世帯移住促進事業補助金

##### (ア)対象者

以下の 1 から 4 すべてに該当

1. 秋田県外からの転入者(転入前 1 年以上継続して秋田県外に居住していた者に限  
 る。)
2. 50 歳未満の者又は配偶者が 50 歳未満である者で、18 歳未満の子を養育している者
3. 秋田県に移住希望登録をしている者
4. 市内で新たに常用雇用される者(期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて  
 雇用される者をいう。公務員を除く。)又は市内で新たに事業を営もうとする者

##### (イ)補助額

- ・住居の新築工事費・購入:100 万円  
 子育て加算+10 万円、+15 万円(母子等)  
 市内事業者加算+50 万円

・住居の賃貸初期費用:20万円

子育て加算+10万円、+15万円(母子等)

・転居費用、移動手段、生活必需品購入:20万円

子育て加算+10万円、+15万円(母子等)

ウ. 秋田市若者移住促進事業補助金

(ア)対象者

1から4すべてに該当

1. 秋田県外からの移住者(転入前1年以上秋田県外に居住していた者に限る。新卒者を除く。)
2. 40歳未満の者
3. 秋田県に移住希望登録をしている者
4. 市内で新たに常用雇用される者(期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用される者をいう。公務員を除く。)又は本市内で新たに事業を営もうとする者

(イ)対象経費

- ・住居の確保に要する費用
- ・移動手段の確保に要する費用
- ・生活必需品の購入に要する費用

(ウ)補助額

- ・単身世帯:20万円 夫婦のみ世帯:40万円
- ・県外出身者が移住する場合は、1人につき15万円を加算
- ・複数の対象経費への活用が可能

エ. 秋田市移住相談ツアー助成金

(ア)対象者

1から3すべてに該当

1. 秋田県外在住者であって、秋田県において移住希望登録をしている者であること
2. 概ね3年以内の移住を検討していること
3. アンケート調査等への協力を同意していること

(イ)対象経費

- ・交通費

- ・宿泊料
- (ウ)助成額
  - ・上限 5 万円

④ 支出の根拠法令

ア. 秋田市東京圏移住支援事業補助金

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱

イ. 秋田市子育て世帯移住促進事業補助金

秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱

ウ. 秋田市若者移住促進事業補助金

秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱

エ. 秋田市移住相談ツアー助成金

秋田市移住相談ツアー助成金交付要綱

⑤ 補助金等の決算額の推移

補助金額の推移は以下のとおりである。

**【図表 41】 補助金等の金額の推移**

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	13,508	36,935	38,479	50,192	64,437
(財源内訳)					
○国・県	-	-	450	2,700	1,950
○一般財源	13,508	36,935	38,029	47,492	62,487
計	13,508	36,935	38,479	50,192	64,437

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

なお、令和3年度の個別事業の状況は以下のとおりである。

**【秋田市東京圏移住支援事業補助金】**

区分	令和3年度
最終予算額	3,600,000円
決算額	2,600,000円
交付実績	3件

**【秋田市子育て世帯移住促進事業補助金】**

区分	令和3年度
最終予算額	39,401,000円
決算額	36,358,883円
交付実績	43件

**【秋田市若者移住促進事業補助金】**

区分	令和3年度
最終予算額	27,951,000円
決算額	25,428,142円
交付実績	78件

**【秋田市移住相談ツアー助成金】**

区分	令和3年度
最終予算額	250,000円
決算額	50,000円
交付実績	1件

また、それぞれの予算財源の状況は以下のとおりで、秋田市東京圏移住支援事業については秋田県からの財源も含まれている。

**【秋田市東京圏移住支援事業補助金】**

区分	令和3年度
国	—

県	1,950,000 円
一般財源	650,000 円
合計	2,600,000 円

## 【秋田市子育て世帯移住促進事業補助金】

区分	令和3年度
国	—
県	—
一般財源	36,358,883 円
合計	36,358,883 円

## 【秋田市若者移住促進事業補助金】

区分	令和3年度
国	—
県	—
一般財源	25,428,142 円
合計	25,428,142 円

## 【秋田市移住相談ツアー助成金】

区分	令和3年度
国	—
県	—
一般財源	50,000 円
合計	50,000 円

## (7) 光回線整備事業費補助金(情報統計課、負担金)

## ① 負担金の目的

本負担金は、国の令和2年度第二次補正予算を活用した民間事業者による光回線設備の整備に対し、その費用の一部を補助するものである。

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

事業の目的は、①地域間の情報格差を解消し、より多くの市民がインターネットの光サービスを活用できる環境整備を進めること、②新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークや在宅学習のための情報通信基盤である光回線の整備を進めることである。

##### ② 支出の対象

本負担金は、『「高度無線環境整備推進事業」を活用した光ファイバ等電気通信設備整備に関する協定書』(以下、「協定書」という。)に基づき、東日本電信電話株式会社の電気通信設備の整備に要する費用の一部を秋田市が負担するものである。

秋田市が負担する金額は、当初の協定書(令和2年10月23日付)では76,595,000円とされていたが、その後結ばれた変更協定書(令和4年3月17日付)では、14,879,067円とされた。

##### ③ 支出の根拠

「高度無線環境整備推進事業」を活用した光ファイバ等電気通信設備整備に関する協定書

##### ④ 負担金の決算額の推移

過去5年間の負担金の決算額の推移は以下のとおりである。

【図表 42】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	-	-	-	-	14,879
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	-	-	-	-	14,879
計	-	-	-	-	14,879

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

(注)国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用している。



## (8) 監査の結果(指摘及び意見)

## ① 農業集落排水事業会計負担金等(財政課、補助金)

## 【意見6】 農業集落排水事業会計に対する繰出金のあり方について

## ア. 地方公営企業繰出金の状況について

概要にも記載したとおり、地方公営企業繰出金については、毎年度、総務省より通知が発出され、市は当該通知に基づいて負担金及び補助金を交付している。一方で、当該通知に規定された計算根拠に基づかない繰出金もあり、これらを基準外繰出金という場合がある。令和3年度における農業集落排水事業会計負担金等(補助金)における基準内繰出金と基準外繰出金の内訳は次のようになっている。

【図表43】 令和3年度繰出金の内訳

区分		令和3年度 交付決定額(千円)
農業集落 排水事業	農業集落排水緊急整備事業に要する経費(利子分)	8,912
	臨時財政特例債の償還に要する経費(利子分)	2,261
	分流式下水道等に要する経費	78,525
	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	-
	人件費(損益勘定支弁職員2名分)	14,425
	繰出基準以外の利子分	11,577
	農業集落排水使用料低減措置	161,612
	収益的収支調整額	51,951
個別排水 処理事業	個別排水処理施設整備事業に要する経費(利子分)	70
	高資本費対策に要する経費	42
	分流式下水道等に要する経費	8,248
	繰出基準以外の利子分	668
	個別排水使用料低減措置	8,861
	収益的収支調整額	5,826
合計		352,978

※網掛け部が基準外繰出金である。

(出所) 交付決定通知書

## イ. 繰出金の支出根拠と現状

地方公営企業は、企業と称しているものの民間の私企業とは異なるものである。しかし、双方ともその背景にある考え方には受益者負担の原則があり、これより地方公営企業には、一般会計とは切り離れた独立採算である企業形態が採用されている。無論、その事業内容には、公共性や公益性があり、その増進が事業目的であるが、一方で、受益者負担の原則は、効率性や経済性を客観的に測定し、これを関係者に説明する責任を生む。そのため、地方公営企業では民間企業と同様の発生主義による財務報告が課されている。

この独立採算性の例外ともいえるものが、上記の地方公営企業繰出金であり、地方公営企業法上は次のように規定がおかれている。

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

このように、地方公営企業においては、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」と「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」以外は、「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」とされている。

上述した基準内繰出金とは、正に地方公営企業法第17条の2第1項及び第2項に規定する経費を国が指し示したものと見え、それ以外が基準外繰出金であるといえる。

そこで、秋田市における農業集落排水事業会計負担金等における基準外繰出金の最近5年間の実績を検証する。

【図表 44】 基準外繰出金の推移

(単位:千円)

区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
人件費 (損益勘定支弁職員分)	26,292	17,945	14,240	18,843	14,425
繰出基準以外の利子分	4,311	6,904	15,544	14,025	12,245
使用料低減措置	136,162	141,303	151,675	158,496	170,473
収益的収支調整額	56,441	62,808	52,175	68,283	57,777
合計	<b>223,206</b>	<b>228,960</b>	<b>233,634</b>	<b>259,647</b>	<b>254,920</b>

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

## ウ. 繰出金のあり方

本来的には、独立採算で運営していかなければならない地方公営企業であるが、様々な状況の変化に対応して一時的に基準外繰出金が発生することはあり得ることであり、そのことに問題はない。しかし、上表に記載されているように継続的に発生し、さらに全体として増加傾向である場合には、今後の対応を検討しなければならないと考える。少なくとも農業集落排水事業会計に対する基準外繰出金について、明確なルールの設定は必要である。また、ルールが既にある場合、そのルールは現行のままで良いのか、現在の状況を踏まえたものとなっているかについて検討することを要望する。

## ② 下水道事業会計負担金等(財政課、補助金)

## 【意見 7】 水洗化率の目標達成状況について

秋田市では、下水道事業に係る社会資本総合整備計画として、「秋田市における良好な水環境ネットワークの形成(第2期)」(計画期間:令和2年度から令和4年度)を策定している。

この計画は、秋田市における生活排水処理構想に基づき、公共下水道で整備すべき地区について早期に未普及解消に取り組む必要があることから、それぞれ適正な手法で下水道整備に着手し、快適な暮らしを実現し、良好な水環境を創造することを目標とするものである。特に、定量的な目標として、「下水道処理人口普及率」と「水洗化率」を掲げており、それぞれの目標値と現在の状況は次のとおりである。

【図表 45】水洗化率の目標の推移

(単位:%)

区分	R2 実績	R3 中間目標	R3 実績	R4 最終目標
下水道処理人口普及率	94.1	94.7	94.7	95.1
水洗化率	90.0	91.2	90.2	91.6

上表より、下水道処理人口普及率については、令和3年度の間目標もクリアしており、令和4年度最終目標の達成も十分可能な状況であると見られる。

一方、水洗化率の方は、令和3年度における実績が中間目標に届いておらず、令和4年度最終目標達成は難しいのではないかと考えられる。

公共下水道の処理区域内においては、公共下水道が使用できるようになってから3カ月以内に排水設備を設置し、接続する必要がある。また、くみ取便所については、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造しなければならないことになっている。市では、公共下水道へ早期に接続してもらうために、融資あっせんや助成金制度を複数設け、水洗化を促しているところである。しかし、水洗化工事にかかる費用は概ね60万円ほどかかることされており、これが原因で進んでいないと考えられる。特に高齢者のみの世帯などでは、経済的な負担に見合うメリットが感じられない場合もある。現行実施している助成制度の周知に力を入れるとともに、対象要件を絞った上で助成金額を現在より上乘せするなどして水洗化率の向上に努めていただきたい。

### ③ 移住促進事業(人口減少・移住定住対策課、補助金)

#### 【意見 8】秋田市東京圏移住支援事業補助金の利用実績について

概要にも記載したとおり本補助金は、令和元年度から導入されたものである。補助制度が導入されてから令和3年度までの支給実績は、次のとおりである。

【図表 46】補助金等の金額の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終予算額(円)	9,300,000	3,688,000	3,600,000
決算額(円)	600,000	3,600,000	2,600,000
交付実績(件)	1	4	3

本補助金については、導入初年度である令和元年度の当初予算において 9,300 千円を計上していたことから、本来はもっと多くの実績を期待していたことが窺える。しかし、令和元年度は、導入初年度であることから周知が十分でない上に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国内の移動に大きな制約が課された時期でもあった。このことから、利用実績は予定どおりとはいかなかったと考えられる。

市では、令和 3 年度に要件の拡充を行っており、プロフェッショナル人材や生活の拠点を秋田市内に据えたテレワーカーなども対象に追加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が残っているためもあり、対象者が大きく増加するには至っていない。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄れていくことが予想されることから、制度の周知に一層注力することで利用者数の増加を図っていただきたい。

#### 【意見 9】所得税の処理に関する周知について

移住促進事業の中で支給される「秋田市東京圏移住支援事業補助金」、「秋田市子育て世帯移住促進事業補助金」、「秋田市若者移住促進事業補助金」の各種補助金については、国税庁のホームページで次のような見解が述べられている。

移住支援金は、移住先の地方公共団体が、一定の要件を満たす移住者に対して支給するものであるところ、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも該当せず、当該支給の対象から官公庁に新規就業した者は除かれていることから給与所得にも該当しないと考える。

そして、移住支援金は、営利を目的とする継続的行為から生じたものではなく、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質も認められないとともに、一時に支給されるものであるから、一時所得に該当すると考える。

(「別紙 地方公共団体の地方創生起業支援事業及び地方創生移住支援事業に基づき支給される各支援金の課税関係について」から抜粋)

本事業における各種補助金は、上記の「移住支援金」に含まれる。したがって、移住促進事業の中で支給される各種補助金を受給した市民には、確定申告をする義務が発生する場合があるが、市ではこれにかかる周知を現在のところ行っていない。今後は、対象者に対し、必要な周知を行っていく必要がある。

なお、一時所得について、所得税関係は必ずしも確定申告の義務があるわけではないため、税務署等に個別に確認することが望ましい。一方、確定申告をしていない場合には、住民税の申告が必要となる。この場合は市の窓口で相談するように勧められたい。

#### ④ 光回線整備事業費補助金(情報統計課、負担金)

##### 【意見 10】 予算と決算の差額について

本負担金は、国が新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークや在宅学習を可能とするインフラ整備の一環として情報通信基盤である光回線の整備を進めようと、令和2年度補正予算を組んだことに始まる。市としては、これを利用し、市内の光回線未提供エリアにおける回線網を整備することを企図したものである。

しかし、概要にも記載したとおり、当初の協定書では予算額を 76,595 千円と見込んでいたが、変更契約によって 14,879 千円にまで減額されることとなった。当初予定額を下回る執行額となった理由は、総事業費が下がったためとのことであるが、ここまで大きく予算と決算の差額が生じると、当初予算額の 76,595 千円の根拠が薄弱であったにもかかわらず協定を締結したとも受け取られかねない。

整備を予定していたエリアについては、全て整備が完了しており、その上予定より少ない所要金額での事業目的を遂げているため問題は生じていないのであるが、これについては結果論ともいえる。特に負担金は、相手方からの請求に疑問を抱かず支払が行われる傾向が強いため、今後は事業者の示す工事費なども一度庁内で必要な協議を経て金額の妥当性を検討してから協定を締結する必要がある。

### 3. 観光文化スポーツ部

#### (1) 観光文化スポーツ部の業務の概要

観光文化スポーツ部については、業務が多岐にわたることから参考のため業務の概要について以下のように「秋田市行政組織規則」における事務分掌で示す。

##### ① 観光振興課

【図表 47】 観光振興課の事務分掌

- ・観光、文化およびスポーツによる交流人口の拡大に係る企画および調整に関すること。
- ・観光、文化およびスポーツに係る総合的な情報発信に関すること。
- ・観光の振興に関すること。
- ・観光資源の調査および利用の促進に関すること。
- ・中心市街地のにぎわい創出に関すること。
- ・秋田空港の利用の促進に関すること。
- ・秋田港周辺のにぎわい創出に関すること。
- ・秋田港振興センターに関すること。
- ・ポートタワーに関すること。
- ・河辺ユフォーレ公園施設に関すること。
- ・雄和観光交流館に関すること。
- ・雄和観光花き栽培園に関すること。
- ・雄和里の家に関すること。
- ・雄和観光農産物加工所に関すること。
- ・雄和糠塚地区民間資本活用施設に関すること。
- ・雄和ふるさと温泉に関すること。
- ・雄和コテージに関すること。
- ・雄和サイクリングターミナルに関すること。
- ・雄和高尾山レクリエーション施設に関すること。
- ・雄和ふるさと温泉供給施設に関すること。
- ・にぎわい交流館に関すること。
- ・中通一丁目自動車駐車場に関すること。
- ・まちなか観光案内所に関すること。

- ・部内の施設の整備の調整に関すること。
- ・部内の連絡調整に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

② 文化振興課

【図表 48】文化振興課の事務分掌

- ・文化振興の総合企画および調査研究に関すること。
- ・芸術・学術文化活動の育成に関すること。
- ・文化振興基金の管理に関すること。
- ・秋田市文化章等の表彰に関すること。
- ・文化財の調査および保護ならびに管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・文化創造館に関すること。
- ・あきた芸術劇場に関すること。
- ・文化振興審議会に関すること。
- ・文化財保護審議会に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

③ スポーツ振興課

【図表 49】スポーツ振興課の事務分掌

- ・生涯スポーツの振興に関する総合企画および実施に関すること。
- ・スポーツ団体の育成に関すること。
- ・各種スポーツ大会および行事の開催に関すること。
- ・学校体育施設を活用したスポーツの振興に関すること。
- ・スポーツ推進委員に関すること。
- ・スポーツ振興基金の管理に関すること。
- ・スポーツホームタウンの推進に関すること。
- ・スポーツ施設の設置および廃止ならびに管理に関すること。
- ・都市公園内の体育施設の設置および廃止ならびに管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・八橋運動公園の維持管理に関すること。
- ・北野田公園の維持管理に関すること。



- ・地域運動広場の管理に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

これ以外に、秋田市民交流プラザ管理室、大森山動物園、秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館、佐竹史料館、文化会館を管轄としている。

### (2) 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 50】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	96,854	77,130	97,980	96,447	86,657
負担金	244,516	250,866	320,982	350,171	483,643
交付金	80,831	80,000	82,000	75,996	77,788
その他	31	33	40	24	24
合計	422,232	408,029	501,198	522,638	648,112
一般会計の割合	99.79%	99.80%	99.83%	99.84%	99.86%

(出所)秋田市の資料より作成。

### (3) 抽出した監査対象とその手続き

観光文化スポーツ部が管轄する事業のうち、事務事業の内容・性質から重要と思われる事業を数件抽出した。具体的には、観光振興課では「竿燈まつり振興事業」として行っている 2 つの補助金を、抽出し、スポーツ振興課では、「スポーツホームタウン推進事業」として行っているスポーツホームタウン推進事業活動支援補助金を抽出した。いずれにおいても契約の全件及び全支出について、監査要点に従って監査を実施した。

【図表 51】観光文化スポーツ部管轄で対象とした事業

勘定科目	担当課	事業の名称
補助金	観光振興課	竿燈まつり保存・継承支援事業補助金
補助金	観光振興課	竿燈まつり開催準備事業補助金
補助金	スポーツ振興課	スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金

## (4) 監査対象の概要

① 竿燈まつり保存・継承支援事業補助金及び竿燈まつり開催準備事業補助金(観光振興課、補助金)

## ア. 竿燈まつりの意義

竿燈まつりは国重要無形民俗文化財にも指定され、仙台七夕まつり、青森ねぶた祭と並ぶ東北三大まつりのひとつにも数えられている夏の風物詩である。以下に概要を記す。

【図表 52】竿燈まつりの概要

項目	内容
開催日程	毎年 8 月 3 日～8 月 6 日 (令和 3 年、令和 2 年は新型コロナウイルスの影響により中止)
概要	(出所:秋田市観光・イベント情報総合サイト「アキタッチ+」) 竿燈まつりの由来は諸説ありますが、夏の睡魔やけがれ、悪疫などを払う「ねぶり流し」「眠り流し」と呼ばれる七夕行事を起源とする説が有力です。厄よけやみそぎをして五穀豊穡を祈る行事として、約 270 年もの間、庶民のあいだに受け継がれてきました。真夏のまつりは数多くありますが、竿燈まつりは何よりも職人芸で観衆を熱狂させるのが特徴です。夜竿燈では、灯りをともした 280 本もの竿燈が大通りに勢ぞろい。「ドッコイショー、ドッコイショー」の掛け声が響くなか、差し手たちは大きな竿燈を手のひら、額、肩、腰へと自在に操ります。そんな職人芸は、子どもの頃から鍛えてきたバランス感覚や日々の訓練の賜物。これを昼竿燈(竿燈妙技会)で競い合い、技を高め合い、次の世代へと受け継いでいくのです。また、夜竿燈を終えた後は、各町内で「もどり竿燈」を見ることができます。名残惜しいお囃子の音色とまつりの余韻とともに、真夏の夜はふけていきます。

項目	内容				
写真	(出所:秋田市ホームページ)				
					
来場者数	(出所:秋田市竿燈まつり実行委員会発表)				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	竿燈まつり 来場者数	約 131 万人	中止	中止	約 78 万人

イ.補助金の目的

秋田市の夏祭りである「秋田竿燈まつり(以下、「竿燈まつり」という。)」の振興を目的に、秋田市竿燈まつり実行委員会及び町内竿燈会へ補助を行う事業である。

ウ. 支出の対象等

支出の対象、根拠法令は以下のとおりである。

【図表 53】 支出の対象、根拠法令

項目	竿燈まつり保存・継承支援事業補助金	竿燈まつり開催準備事業補助金
支出の根拠法令等	秋田市観光振興課関係補助金交付要綱	
目的	感染症の拡大防止等のため竿燈まつりが開催されない場合において、町内竿燈会における竿燈まつりの保存および継承を図るため、補助金を交付する。	感染症の拡大防止等のため竿燈まつりが開催されない場合において、竿燈まつり実行委員会の運営を支援するため、補助金を交付する。
支出対象	秋田市竿燈まつり実行委員会(竿燈まつり実行委員会を通じて町内竿燈会に補助金が交付される。)	秋田市竿燈まつり実行委員会(秋田市観光振興課内に所在、会長は市長である。)

第4 監査対象の概要及び結論(各論)

項目	竿燈まつり保存・継承支援事業補助金	竿燈まつり開催準備事業補助金
補助対象経費	・補助金(町内竿燈会への補助金)	・宣伝費(ポスター、パンフレット製作費等) ・委託費(観覧席予約業務委託料、実施計画作成業務委託料等)
補助金の額	補助対象経費の10/10とし、1町内竿燈会への支援につき20万円を上限とする。	補助対象経費の10/10とする。

(出所)秋田市観光振興課関係補助金交付要綱、秋田市の資料より作成。

予算及び決算は以下のとおりである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
17,067	17,067	-

(出所)秋田市の資料より作成

(注1)全て一般財源である。

(注2)内訳は、竿燈まつり保存・継承支援事業補助金にかかる決算額が7,600千円(38件の町内竿燈会×20万円)、竿燈まつり開催準備事業補助金にかかる決算額が9,467千円(実行委員会に対する1件)である。

② スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金

ア. 秋田市における地域プロスポーツチームについて

秋田市では以下3つのプロスポーツチームが活動している。

【図表54】秋田市内のプロスポーツチーム

	ブラウブリッツ秋田	秋田ノーザンハピネッツ	秋田ノーザンブレッツ
運営会社	株式会社ブラウブリッツ秋田(以下、「ブラウブリッツ」という。)	秋田ノーザンハピネッツ株式会社(以下、「ハピネッツ」という。)	一般社団法人秋田ノーザンブレッツラグビーフットボールクラブ(以下、「ノーザンブレッツ」という。)

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

	ブラウブリッツ秋田	秋田ノーザンハピネッツ	秋田ノーザンブレッツ
種目	サッカー	バスケットボール	ラグビーフットボール
所属カテゴリー (R3)	J2リーグ	B.LEAGUE B1 東地区	トップイーストリーグ Bグループ
ホームスタジアム (アリーナ)	ソユースタジアム(秋田市八橋運動公園陸上競技場)	CNA アリーナ★あきた(秋田市立体育館)	あきぎんスタジアム(秋田市八橋運動公園球技場)
平均入場者数 (於ホームスタジアム)	(R3)2,097名	(R3)1,958名	(R3)700名

(出所)各チーム公式ホームページ(令和4年11月28日監査人調査)、秋田市の資料より作成(平均入場者数部分)。

(注)上記3団体を併せて「プロスポーツチーム」という。

#### イ. 補助金の目的

近年、地域におけるプロスポーツチームが様々な種目で注目され、全国的に発展している。地域におけるプロスポーツチームの効果として、地元への愛着の高揚や、地域連携の強化、市民の生きがいの創出、地域ネットワークの発展等の複合的な地域貢献とともに、ホームタウンへもたらされる経済効果(入場料、交通費、関連グッズ販売、宿泊費、飲食費等)も期待されている。

地域のプロスポーツチームが地域で安定的に活動するためには、地域密着の取り組みを行うことは必要不可欠であり地域貢献への効果は大きい。そこで、秋田市がプロスポーツチームの活動経費の一部を補助することにより、活動を支援するのが当補助金の目的である。

#### ウ. 支出の目的等

支出の目的、対象、根拠法令については以下のとおりである。

【図表 55】 支出の目的、対象、根拠法令

項目	スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金
支出の根拠法令等	秋田市スポーツホームタウン推進事業関係補助金交付要綱

第4 監査対象の概要及び結論(各論)

項目	スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金																		
目的	秋田市をホームタウンとするトップスポーツクラブの活動を支援し、地域の活性化を図ること。																		
支出対象	ブラウブリッツ ノーザンブレッツ ハピネッツ																		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニフォームまたは練習ウェア等への本市キャッチコピーへの掲出</li> <li>・試合会場における本市キャッチコピー等の掲出</li> <li>・その他事業の実施に要する経費で市長が認めたもの</li> </ul> <p>なお、事業の実施に当たっては、次に掲げる地域密着活動に積極的に取り組まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校訪問やスポーツ教室など地域貢献活動</li> <li>(2) 遠征時などにおける県外への情報発信</li> <li>(3) 本市が主催する事業への積極的な参加</li> </ul>																		
補助対象経費	要綱上、定めがない。																		
補助金の額	予算の範囲内																		
補助開始の時期	平成 22 年度																		
成果指標	<p>市では、ホームスタジアム(アリーナ)での平均観客動員数を成果指標として策定しており、令和 3 年度の計画・実績は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">入場者数目標 (令和 7 年度)</th> <th style="width: 20%;">入場者数実績 (令和 3 年度)</th> <th style="width: 30%;">実績 - 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラウブリッツ</td> <td>5,000 人</td> <td>2,097 人</td> <td>△2,903 人</td> </tr> <tr> <td>ハピネッツ</td> <td>4,000 人</td> <td>1,958 人</td> <td>△2,042 人</td> </tr> <tr> <td>ノーザンブレ ッツ</td> <td>2,000 人</td> <td>700 人</td> <td>△1,300 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、観客の入場制限(収容人数の 1/2)が設けられた試合等もあり、目標を大きく下回っている。</p>				入場者数目標 (令和 7 年度)	入場者数実績 (令和 3 年度)	実績 - 目標	ブラウブリッツ	5,000 人	2,097 人	△2,903 人	ハピネッツ	4,000 人	1,958 人	△2,042 人	ノーザンブレ ッツ	2,000 人	700 人	△1,300 人
	入場者数目標 (令和 7 年度)	入場者数実績 (令和 3 年度)	実績 - 目標																
ブラウブリッツ	5,000 人	2,097 人	△2,903 人																
ハピネッツ	4,000 人	1,958 人	△2,042 人																
ノーザンブレ ッツ	2,000 人	700 人	△1,300 人																

(出所)秋田市スポーツホームタウン推進事業関係補助金交付要綱、「県都『あきた』創生プラン」の進捗状況(令和 3 年度末時点)、担当課作成資料)

予算及び決算の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

年度	予算額	決算額	不用額
令和元年度	30,250	29,750	500
令和2年度	29,000	29,000	-
令和3年度	29,000	29,000	-

(出所)秋田市の資料より作成

(注)全て一般財源である。

なお、令和3年度の補助先別の決算額は以下のとおりである。

(単位:千円)

相手先	令和3年度決算
ブラウブリッツ	11,000
ハピネット	11,000
ノーザンブレッツ	7,000
合計	29,000

#### (5) 監査の結果(指摘及び意見)

- ① 竿燈まつり保存・継承支援事業補助金及び竿燈まつり開催準備事業補助金(観光振興課、補助金)

##### 【意見 11】 補助対象経費の明確化及び精算について

ア. はじめに

令和3年度において「竿燈まつり保存・継承支援事業補助金(以下、当意見内で「支援補助金」という。)」は、38町内竿燈会に各20万円(計760万円)が支出されているが、補助対象経費を要綱にて明確に定めること、町内竿燈会から補助金の収支報告書を求め必要に応じて精算手続きを行うことが求められる。

後述する「スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金」における「【指摘事項 2】スポーツホームタウン推進事業補助金のあり方について」の項においても同様に記載しているが、近年の補助金を巡る動きとして補助対象経費を明確に規定すること、団体補助金(公益性のある団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの)を廃止し、事業補助金(団体等が何らかの事業実施により支出した経費の一部を補助するもの)として補助金を支出

する方針が定められていることが多い。

秋田市でも「市単独補助金の見直しについて」(平成 15 年 6 月 3 日付け通知)では『1(2) 事業費補助の原則 市単独補助金は事業費に対する補助金のみを交付することとし、団体運営費補助金を廃止する。また、補助対象となる事業および経費を明確にし、事業終了後には精算を行うこと』と補助事業及び補助対象経費を事前に要綱等で明確に設定し、補助事業及び補助対象経費の収支報告に基づき、精算業務を行うことを定めている。

##### イ. 補助対象経費の明確化について

支援補助金の補助対象経費は『補助金(町内竿燈会への補助金)』と定められている。支援補助金の資金の流れとしては、市から竿燈まつり実行委員会へ補助金が渡り(760 万円=38 町内竿燈会×20 万円)、竿燈まつり実行委員会から 38 の町内竿燈会へ 20 万円の補助金が渡る。結果、補助対象者である竿燈まつり実行委員会は各町内竿燈会へ交付要綱が定める「補助金(町内竿燈会への補助金)」を支出しており、問題はないように見える。しかし、竿燈まつり実行委員会を間には挟んでいるが、実質的な補助金交付対象者は町内竿燈会であり、交付要綱にて町内竿燈会のどのような支出が補助対象経費に該当するのかを明確に定めなければ、補助金の透明性は確保できない。具体的な例を挙げると、町内竿燈会が飲食費等に補助金を充てていたとしても、補助対象経費が明確ではなく、特段の報告が必要ない現状においては、その事実を市が知りうることはできない。

そもそも支援補助金の趣旨は、コロナウイルス蔓延による影響により竿燈まつりが中止になった場合に、各町内竿燈会が企業等から受け取る寄附金が減少する一方で、竿燈製作費等が先行支出されているため過大な財政負担を市が負担することで、各町内竿燈会の竿燈まつりへの永続的な参加を支援することにある。令和 3 年度を例にとれば、竿燈まつりの中止が令和 3 年 5 月 29 日に決定しており、各町内竿燈会は開催を見込んで既に竿燈製作等を行っているために、市から支援補助金が支出された経緯である。この支援補助金の趣旨を鑑みた場合、補助金額は竿燈まつりが中止となったことによる町内竿燈会の実負担増加額を上限とすべきであり、具体的な補助対象経費として要綱上「町内竿燈会への補助金(町内竿燈会が支出した竿燈製作費等)」等として設定することが必要である。

##### ウ. 収支報告書の受領・精算について

また、支援補助金では各町内竿燈会より補助金に関する収支決算書・報告書等は求めず、実態として用途の制限はない渡切りの団体補助金のようにも見えてしまう。補助金の



透明性確保の観点から、町内竿燈会から補助事業にかかる収支報告書の提出を受け補助対象経費に確実に充当されたこと、補助金が余った場合には補助金の精算を行うべきである。

② スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金(スポーツ振興課、補助金)

**【指摘事項 2】 スポーツホームタウン推進事業補助金のあり方について**

ア. はじめに

(1) 団体運営補助金的な補助金のあり方について

スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金(以下、「HT 補助金」という。)について「事業費補助」を前提とした制度設計にあるが、実態としては秋田市が原則として廃止方針を示している「団体運営補助」を行っているように見える。結論として、制度設計の見直しが必要である。

(2) 補助金の区分にかかる整理

近年の補助金を巡る動きとして、市民ニーズに対応した補助制度の整備や、補助金支出にかかる透明性の確保を趣旨として「補助金ガイドライン」等の名称で補助金に関する基本的な指針を定めている基礎自治体がみられる。それらの方針に共通するものとして、補助対象経費を明確に規定すること、交付先の実支出額の一部を補助対象とする方針が定められていることが多い。

一例をとると、富山県高岡市においては市独自のガイドラインである「補助金の基本的な考え方」を令和2年4月に定めており、補助金の整理および方針等を規定している。高岡市では補助金を「制度的補助」「事業費補助」「イベント等補助」「団体運営補助」に分類しており、「団体運営補助」については、法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体(例えば、社会福祉協議会)以外への交付は原則として行わない方針としている。

《参考》高岡市における補助金の区分

制度的補助	事業費補助	イベント等補助	団体運営補助
法令等により補助の実施が義務付けられているもの等	団体等が行う公益性のある事業に対して、その事業(活動)に必要な経費に対し	行事、イベント、大会の開催に対して補助するもの	公益性のある団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの

	て補助するもの		
--	---------	--	--

(出所)高岡市「補助金の基本的な考え方」

秋田市においては対外的に補助金に関する方針は定められていないが「市単独補助金の見直しについて」(平成15年6月3日付け通知)では『1(2)事業費補助の原則 市単独補助金は事業費に対する補助金のみを交付することとし、団体運営費補助金を廃止する。また、補助対象となる事業および経費を明確にし、事業終了後には精算を行うこと』と記載されている。すなわち、団体運営補助を原則廃止したうえで、補助事業及び補助対象経費を事前に要綱等で明確に設定し、補助事業及び補助対象経費の収支報告に基づき、支出額の一部を市が補助するという方針である。

(3)HT 補助金の補助金区分について

HT 補助金は、交付要綱にて補助対象経費が定められていないが、補助対象事業を『・ユニフォームまたは練習ウェア等への本市キャッチコピーへの掲出・試合会場における本市キャッチコピー等の掲出・その他事業の実施に要する経費で市長が認めたもの』と定めている。すなわち、プロスポーツチーム団体が実施する秋田市キャッチコピー掲出等を事業単位として、その事業(活動)に必要な経費に対して補助金を支出するものであり、いわば「事業費補助」を前提とした補助金制度であると解釈される。

(4)HT 補助金の収支報告について

補助対象となっているプロスポーツ3チームの令和3年度における補助事業にかかる収支予算書と収支決算書は下表のとおりである。

【図表 56】 令和3年度収支予算書と収支決算書

区分①	区分②	区分③	ブラウブリッツ	ハピネット	ノーザン ブレッツ
収支 予算 書	収入の部	秋田市補助金	11,000,000	11,000,000	7,000,000
		収入の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000
	支出の部	ユニフォーム広告費	9,000,000	8,000,000	6,000,000
		試合会場広告費	2,000,000	3,000,000	1,000,000
		支出の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

区分①	区分②	区分③	ブラウブリッツ	ハピネッツ	ノーザン ブレッツ
収 支 決 算 書	収入の部	秋田市補助金	11,000,000	11,000,000	7,000,000
		収入の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000
	支出の部	ユニフォーム広告費	9,000,000	8,000,000	6,000,000
		試合会場広告費	2,000,000	3,000,000	1,000,000
		支出の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000

(出所)市に提出された収支予算書及び収支決算書

収支予算書と収支決算書を見る限り、全てのチームにおいて「収支予算書＝収支決算書」となっており、また収支決算書(収支予算書)においては「収入の部＝支出の部」となっていることがわかる。これは全てのチームが計画と1円も差がない補助対象経費の実支出を行い、また、収入額(補助金受入額)と1円も差がない補助対象経費の実支出があったことを意味する。もちろん両者が偶然一致することも可能性としては考えられるが、全てのチームが同じように両者一致している現状は不自然である。はっきり言えば、収支決算書の支出の部において全てのチームが本当に補助対象事業にかかる経費の実支出額を記載しているか疑問が生じるところである。この点、市は、補助対象者から同内容の収支決算書の提出があった以上、実際に同様の実支出があったもの(例えば、ハピネッツであれば「ユニフォーム広告費」として8,000,000円の実支出があり、「試合会場広告費」として3,000,000円の実支出があったもの)と理解しているとのことであった。また、市として実支出の実在性(発生)を検証するための、補助対象経費の支出にかかる証拠資料(請求書・領収書・出金資料)等を補助先に求めたことはないとのことであった。

##### (5) HT 補助金の補助対象経費について

ここで、当補助金の補助対象経費の具体的な内容について考えてみたい。交付要綱上の補助対象事業は前述のとおり「・ユニフォームまたは練習ウェア等への本市キャッチコピーへの掲出・試合会場における本市キャッチコピー等の掲出」にかかるものと定めており、これらの事業にかかる支出が補助対象経費と解される。

「ユニフォームへの本市キャッチコピーへの掲出」の事業内容としては、各チームのユニフォームに秋田市の夏祭りである「竿燈」の文字・模様や、「秋田市」という文字を入れている。発生する具体的な費用としては、文字・模様のデザイン費用や、文字・模様をユニフォームに入れ込むことにより増加するユニフォーム製作費等と想定される。当該費用としてハピネッツを例に

とると8,000,000円の経費が発生したと報告しているが、一般論として文字・模様デザイン費用等に8,000,000円もの費用が発生することは考えにくい。

【図表 57】 ハピネッツユニフォーム 左足②「竿燈」部分が秋田市部分



(出所)市保管資料より

また、「試合会場における本市キャッチコピー等の掲出」の事業内容としては、各チームが試合会場に以下のような横断幕を掲げている。発生する費用としては、横断幕の作成費等が該当するものと考えられるが、こちらについても3,000,000円(ハピネッツ)もの費用が発生することは考えにくい。

【図表 58】 ハピネッツ横断幕



(出所)市保管資料より

#### イ. 現状制度の問題点について

ここまでの内容を整理すると、市はHT補助金を事業費補助金(公益性のある事業に対してその事業に必要な経費に対して補助するもの)として整理しているなか、各チームが支出したとする補助対象経費の実在性(発生)について疑義が生じているが、市として補助対象経費の明細の入手・閲覧等の検証は実施していない状況である。いわば、事業費補助金のフォーマ

ットは採用しているが、あたかも市が廃止方針を採っている団体運営補助金(団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの)を支出するような内容、または一般的なスポンサー料を支出するような内容(プロスポーツチームはスポンサー料收受により、広告掲出等の義務は負うが、受領した資金の用途は問われないため同質と考慮)となっており、制度全体として理屈が通っていない。

#### ウ. 今後の対応について

秋田市は今後もプロスポーツチームに対する資金支援は行っていく方針とのことであった。その場合の対応として、プロスポーツチーム毎の公益性を分析・判断したうえで(「【意見 12】プロスポーツチームの公益性の検証について」を参照)、団体運営補助金を交付できるほどの高い公益性があると判断できる場合に限り団体運営補助を行う制度に変更することや、ユニフォーム広告費等の効果に見合う適正な価格設定を前提としてユニフォーム広告掲出等委託業務として随意契約にて委託契約を締結し、市民に情報開示すること等が必要となるものと考えらる。

なお、現状の制度下にて補助金を継続することは実態として困難と考えられるが制度変更しない場合には、交付要綱において「補助対象経費」を明確に定める必要がある(現状、補助事業の定めはあるが経費の定めがなく曖昧である)。また、補助対象経費が実際に支出されたものであるのか市として支出明細の入手や支出疎明資料(領収書・請求書等)との照合を行い実支出のみを補助対象として交付する必要がある。

#### 【指摘事項 3】 補助金の終期の設定がないことについて

HT 補助金については、次の「【意見 12】プロスポーツチームの公益性の検証について」に記載したとおり市がプロスポーツチームに高い公益性を認めていることから、補助金の終期は特に設定していないとのことであった。

確かにプロスポーツチームには、相当程度の公益性が認められることは理解ができる。しかし、公益法人等でもない利益追求を目的とする株式会社等の形態をとっているプロスポーツチームに対する補助金に終期設定がないことは不合理と言わざるを得ない。特に HT 補助金のような団体運営補助金的な補助金の支出を行い、収支内容詳細について報告を受けない限りは、交付対象先のどのような支出に補助金が充当されているかを認識することができず、会計監査等のモニタリングの機会も一般的に少ないため、会社の行った冗費的な支出や役員報酬の増額部分に充てられている可能性さえ認められる。

地域プロスポーツの歴史は浅いため、財政基盤が脆弱なチームに対し地域自治体が公益的観点から補助金を支出することは合理的とも考えられるが、それはあくまでもプロスポーツチームの収支が軌道に乗るまでの期間に限定すべきであり、財政的な自立時期を終期として設定すべきである。

なお、チーム名の明言は避けるが、内部留保たる純資産額を約 2 億円保有しているプロスポーツチームに対しても市は補助金を交付している。HT 補助金は平成 22 年から継続しており純資産額 2 億円の内訳には秋田市からの補助金が相当程度含まれており、純資産から個人株主へ配当を行うことや、役員報酬の増額等により純資産を外部の個人に流出させることも可能と言え、そのことは結果的に補助金を個人に流出することを意味する。やはり、当スポーツチームのような財政的に自立している団体に対して補助金支援は行うべきではない。一方で、市が当スポーツチームのユニフォーム広告等に高い効果を見出しているならば「【指摘事項2】団体運営補助金的な補助金のあり方について」に記載したように広告委託費等として当該プロスポーツチームと個別に契約を締結すべきであろう。

#### 【意見 12】 プロスポーツチームの公益性の検証について

秋田市では、【指摘事項2】で記載した「団体運営補助金的な補助金のあり方について」のとおり、プロスポーツチームに団体運営費補助的な補助金を支出している。事業費補助の場合は補助対象経費が対象事業に必要な支出に限定されるのに対して、団体運営費補助は補助対象経費が広範であるため交付対象には非常に高い公益性が求められている。一般的に団体運営費補助金が交付される団体としては、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の公益法人が主であり、株式会社等の民間団体に対して交付されることは基本的にはない。

秋田市が民間団体であるプロスポーツチームに団体運営費補助的な補助金を支出する以上、その公益性について精緻に検証する必要がある。この点、市としてはプロスポーツチームを「都市資源」として考え、非常に高い公益性があるものと判断しているとのことであった。一方で、具体的な公益性のエビデンスを市は持っていない状況にある。終期設定等も不明確で毎年 29 百万円と多額の支援を行う以上、市民を対象としてプロスポーツチームの応援をしているか、会場に足を運んだことがあるかといったチームに対する応援具合・好感度を計るアンケートを実施するとともに、毎年の経済効果を算出等によりその公益性を詳細に検証し市民に説明する必要があるものとする。

## 4. 市民生活部

### (1) 市民生活部の業務の概要

市民生活部については、業務が多岐にわたることから参考のため業務の概要について以下のように「秋田市行政組織規則」における事務分掌で示す。

#### ① 生活総務課

【図表 59】生活総務課の事務分掌

- ・墓地、納骨堂および火葬場に関すること。
- ・新規市営墓地の整備に関すること。
- ・斎場に関すること。
- ・地域自治活動の振興に関すること。
- ・地域集会施設に関すること。
- ・住居表示に関すること。
- ・地名等に関すること。
- ・町内会への助成に関すること。
- ・町内会からの申請に基づく防犯灯の新設等に関すること。
- ・地縁による団体からの申請に基づく認可等に関すること。
- ・防犯に関すること。
- ・テレビ難視聴(人為的要因に係るものを除く。)の対策に関すること。
- ・住居表示審議会に関すること。
- ・コミュニティセンターの整備および調整に関すること。
- ・女性が活躍することができる環境づくりの推進に関すること。
- ・男女共生の推進に係る施策の企画および調査研究に関すること。
- ・家族および地域の絆づくりの推進に関すること。
- ・部内の連絡調整に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

② 市民課

【図表 60】 市民課の事務分掌

- ・戸籍に関すること。
- ・住民基本台帳に関すること。
- ・個人番号の指定および個人番号カードの交付等に関すること。
- ・電子証明書の発行等に関すること。
- ・印鑑に関すること。
- ・在留関連事務に関すること。
- ・身分に関すること。
- ・人口動態調査に関すること。
- ・児童手当に係る認定請求書等の受付に関すること。
- ・自動車臨時運行の許可に関すること。
- ・相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)に基づく通知に関すること。
- ・母子健康手帳等および妊婦健康診査受診票の交付に関すること。
- ・死産に関すること。
- ・埋火(改)葬許可および斎場の使用許可に関すること。
- ・住民の異動によって生ずる国民健康保険被保険者証および福祉医療費受給者証の更正等に関すること。
- ・国民健康保険の出産育児一時金および葬祭費の支給申請に関すること。
- ・住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付に関すること。
- ・住民の異動によって生ずる後期高齢者医療の負担区分等ならびに障害および特定疾患の認定に係る証明書の交付に関すること。
- ・後期高齢者医療の葬祭費の支給申請および相続代表人の申立ての受付に関すること。
- ・所得等の証明に関すること。
- ・固定資産等の証明に関すること。
- ・庁内窓口案内に関すること。
- ・使用料および手数料の徴収に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。



③ 国保年金課

【図表 61】 国保年金課の事務分掌

- ・国民健康保険に関すること。
- ・国民健康保険の被保険者に係る福祉医療費の支給に関すること。
- ・国民健康保険税およびこれに伴う収入金の徴収に関すること。
- ・国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収入整理等に関すること。
- ・国民健康保険税およびこれに伴う収入金の嘱託および受託に関すること。
- ・国民健康保険税の督促および滞納処分に関すること。
- ・市税およびこれに伴う収入金の収納に関すること。
- ・国民年金に関すること。
- ・国民健康保険運営協議会に関すること。
- ・秋田市国民健康保険事業財政調整基金の管理に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

④ 特定健診課

【図表 62】 特定健診課の事務分掌

- ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査等実施計画に関すること。
- ・特定健康診査の実施に関すること。
- ・特定保健指導の実施に関すること。
- ・後期高齢者医療制度における健康診査等に関すること。
- ・医療費関連施策に係る調査研究に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

⑤ 後期高齢医療課

【図表 63】 後期高齢医療課の事務分掌

- ・後期高齢者医療に係る調整に関すること。
- ・後期高齢者医療被保険者の資格に係る申請書の提出の受付等に関すること。
- ・後期高齢者医療給付に係る申請書の提出の受付等に関すること。
- ・後期高齢者医療被保険者証の交付の申請の受付等に関すること。
- ・後期高齢者医療保険料の額に係る通知書の引渡し等に関すること。

- ・後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予に係る申請書の受付等に関すること。
- ・後期高齢者医療保険料に係る申告書の提出の受付等に関すること。
- ・後期高齢者医療保険料およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関すること。
- ・後期高齢者医療保険料の督促および滞納処分に関すること。
- ・課の予算経理に関すること。

これ以外に、西部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、東部市民サービスセンター、中央市民サービスセンター、市民相談センター、駅東サービスセンター、新型コロナウイルス対策室が併設されている。

**(2) 補助金等の決算額の推移**

支出額の推移は以下のとおりである。

**【図表 64】 補助金等の金額の推移**

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	104,048	97,642	108,463	31,368,516	165,715
負担金	40,937,029	35,758,472	36,558,039	36,591,464	36,572,976
交付金	74,778	52,139	71,648	149,972	114,195
その他	-	-	-	-	-
合計	41,115,855	35,908,253	36,738,150	68,109,952	36,852,886
一般会計の割合	8.37%	9.51%	9.58%	51.33%	10.17%

(出所)秋田市の資料より作成。

(3) 令和3年度の新規事業とその概要

- ① 秋田県花いっぱい運動の会負担金(新規の継続)(中央市民サービスセンター、負担金)  
ア. 発祥の経緯

「花いっぱい運動」は、戦後まちが荒廃し人々の心にも余裕を持たない中で、「社会を美しく・明るく・住みよくする」、また花を通じて人々の気持ちを豊かにとの願いを込め、昭和27年4月8日、当時松本市の小学校の教員だった小松一三夢先生によって始められましたとされる。

そのため、発祥は松本市ということになる。

花いっぱい運動創始者である小松一三夢氏は、その著書「花いっぱい」(青葉書房、昭和32年)で、当時の経緯を以下の様に書いている。

「ある日、わたしはふと荒れ果てた町に、美しい花がいっぱいに咲いているようすをゆめにえがいてみました。わたしの住んでいる、日本アルプスのふもと、松本の街を花でうめようと考え、わたしの胸は少年のようにおどりました。『そうだ、花を街にうえることが世の中を明るくする一ばんよいことだ』と強く感じたのです。」

その後この動きは全国に広がってゆく。

イ. 秋田県における沿革

昭和35年	秋田県花いっぱい運動の会発足。
昭和36年	小畑好子氏会長就任。 第16回国民体育大会(秋田まごころ国体)の開催に合わせて、「花でおもてなし県民運動」を展開。
昭和40年	第1回全県花だんコンクール開催。
昭和54年	第1回花いっぱい運動秋田県大会、並びに第1回花の広場開催。
昭和59年	全国高等学校総合体育大会(59インターハイ)の開催に合わせて、第6回花の広場開催。(八橋運動公園)
平成3年	秋田県花いっぱい運動の会が環境庁長官表彰を受ける。
平成5年	伊藤憲一氏会長就任。
平成6年	第16回花の広場開催(太田町・奥羽山荘)
平成10年	全国花のまちづくり秋田大会が開催される。
平成17年	高橋幸晴氏会長就任。

	秋田県花いっぱい運動の会発足 45 周年記念式典開催。
平成 26 年	佐竹睦子氏会長就任。 第 50 回全県花だんコンクール開催。 第 29 回国民文化祭の開催に合わせてウェルカムフラワー設置。 秋田県花いっぱい運動の会発足 55 周年記念式典開催。
平成 27 年	(※運営母体であった一般社団法人あすの秋田を創る協会が解散。)
平成 29 年	第 30 回全国健康福祉祭あきた大会(ねんりんピック秋田) 開催に合わせてウェルカムフラワー設置。
令和 元年	第 39 回全国豊かな海づくり大会・あきた大会の開催に合わせて、ウェルカムフ ラワー設置。
令和 3 年	全国花のまちづくり由利本荘大会が開催される。

(出所)「秋田県花いっぱい運動の会」のホームページから転記

#### イ. 団体会員

秋田市が団体会員となったことから負担金として支出することとなった。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
10	10	-

(出所)秋田市の資料より作成

(注)中央市民サービスセンターの管轄とのことである。

#### ② 秋田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店支援金(新規の単年度のみ)(新型コロナウイルス対策室、補助金)

新型コロナウイルスの影響により、利用者が減少している飲食業者を対象にした「飲食店支援金」である。支給額は、1事業者あたり10万円(市内に複数店舗がある場合は上限20万円)であり、対象要件は、以下のすべてを満たす中小企業および個人事業主である。

- 令和3年1月1日現在、秋田市に本店がある法人、または秋田市に住民票がある個人事業主
- 主たる業種が飲食業で、令和2年1月1日現在、秋田市保健所から飲食店または喫茶店の営業許可を受けていて、今後も秋田市で事業を継続する意思のある方

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

- 令和3年1～4月のいずれかの売り上げが前年同月比で50%以上減少しているかた(すでに前年の売り上げが新型コロナウイルスの影響を受けているなど、前年と比較することができない場合は前々年比)

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
89,800	89,800	-

(出所)秋田市の資料より作成

#### (4)抽出した監査対象の考え方

市民生活部が管轄する事業のうち、戸籍・住民票、健康保険関係などの地方自治体でも存在する通常の行政活動を除き特徴的なものを抽出した。抽出したものについて、制度の趣旨等から判断して当該業務の効果等の検証を行った。

#### (5)対象とした事業とその概要

##### ① まちあかり・ふれあい推進事業(生活総務課、補助金)

当該助成金は、秋田市が町内会等に対し、町内自治活動助成金、防犯灯電気料助成金及び灯具交換・補修費助成金を交付することに関し、まちあかり・ふれあい推進事業助成金交付要綱に基づき支出するものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
65,563	65,561	2

(出所)秋田市の資料より作成

##### ② 個人番号カード発行関係経費(市民課、交付金)

個人番号カード発行関係経費における交付金とは、秋田市が地方公共団体情報システム機構に委託をした個人番号通知書・個人番号カード関係事務等に要する費用を交付金として支払うものを言う。これは本来総務省からの補助金で担保されているものであるが、令和3年度の国の予算からは秋田市が当該補助金を総務省に請求しつつ、地方公共団体情報システム機構に交付金を支払うという二重の手間はなくなっており、本経費はそれ以前のものである。

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
159,210	99,271	59,939

(出所)秋田市の資料より作成

#### (6) 監査の結果(指摘又は意見)

該当なし

## 5. 福祉保健部

### (1) 福祉保健関係の法定計画と緊急対応

秋田市の行政としては、社会福祉法に基づく「地域福祉の推進」に加え、人口減少社会・少子高齢社会における増加・多様化する福祉ニーズに応えることが課題とされている。

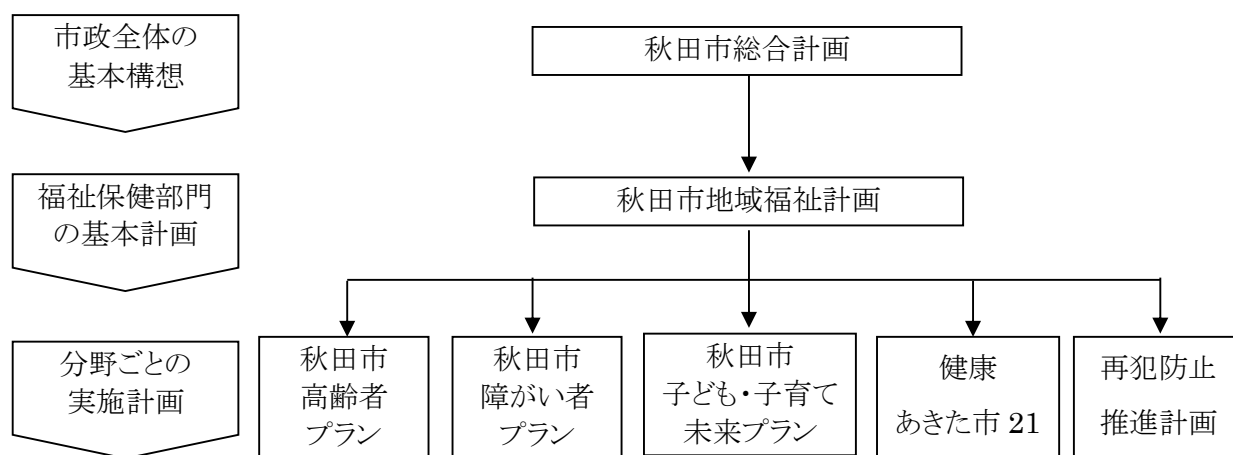
このため、基本的な福祉ニーズについては分野ごとの公的福祉サービスを地域生活という視点で再編・統合して対応しつつ、公的な支援(公助)と市民による支え合いの取組み(共助)、市民一人ひとりの努力(自助)とを連携させ、協働しながら取り組むことが求められる。

そこで、秋田市では、「秋田市地域福祉計画」を福祉保健部門の基本計画として位置づけ、他の法定計画を統合して福祉全体の共通理念と各計画の基本方向を示す計画としている。そして、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市 21」、「秋田市再犯防止推進計画」を分野ごとの実施計画として位置づけ、各分野固有の施策、達成目標などを示す計画としてきた。

これらに加えて、新型コロナウイルス感染症対応として国及び市独自の施策を緊急時対応として実施している。

以下では、法定計画部分の位置づけを示す。

【図表 65】福祉関係の法定計画の位置づけ



現行計画の名称	計画年度	策定の根拠
第4次秋田市地域福祉計画	H31～R5	社会福祉法第107条
第10次秋田市高齢者プラン	R3～R5	老人福祉法第20条の8

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

現行計画の名称	計画年度	策定の根拠
(第8期秋田市介護保険事業計画)		(市町村老人福祉計画) 介護保険法第117条 (市町村介護保険事業計画)
第5次秋田市障がい者プラン	H30～R5	障害者基本法第11条第3項 (市町村障害者計画)
(第6期秋田市障がい者福祉計画)	R3～R5	障害者総合支援法第88条 (市町村障害福祉計画)
(第2期秋田市障がい児福祉計画)	R3～R5	児童福祉法第33条の20 (市町村障害児福祉計画)
第3次秋田市子ども・子育て未来プラン (第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画)	R2～R5	子ども・子育て支援法第61条 (市町村子ども・子育て支援事業計画)次世代育成支援 対策推進法第8条(市町村行 動計画)
第2次健康あきた市21	H25～R5	健康増進法第8条第2項
秋田市再犯防止推進計画	R3～R5	再犯防止推進法第8条

(出所)令和3年度福祉の概要(秋田市)より記載。

#### (2)福祉保健部の業務の概要

福祉保健部の業務について参考のためその業務の概要について以下のように「秋田市行政組織規則」における事務分掌で示す。

##### ① 福祉総務課

#### 【図表 66】福祉総務課の事務分掌

- ・福祉施策の調査および総合調整に関すること。
- ・福祉対策の調査および研究に関すること。
- ・社会福祉審議会に関すること。
- ・地域福祉計画の推進に関すること。
- ・福祉施策についての企画に関すること。



- ・民生委員(児童委員)に関すること。
- ・民生委員推薦会に関すること。
- ・社会福祉団体の育成に関すること。
- ・災害り災者等の援護に関すること。
- ・行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ・戦傷病者戦没者遺族等の援護に関すること。
- ・法外援護(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- ・地方独立行政法人市立秋田総合病院に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・中国残留邦人等の自立の支援に関すること。
- ・生活困窮者の自立の支援に関すること。
- ・老人福祉センターに関すること。
- ・御所野交流センターに関すること。
- ・河辺総合福祉交流センターに関すること。
- ・地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会に関すること。
- ・部内の連絡調整に関すること。
- ・部(保健所および食肉衛生検査所を除く。)の予算経理に関すること。

## ② 障がい福祉課

### 【図表 67】 障がい福祉課の事務分掌

- ・障害者および障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者および指定自立支援医療機関の指定等に関すること。
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当および福祉手当に関すること。
- ・地域活動支援センターに関すること。
- ・福祉医療に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。
- ・障がい者差別解消調整委員会に関すること。
- ・障がい者差別解消支援地域協議会に関すること。

③ 長寿福祉課

【図表 68】長寿福祉課の事務分掌

- ・高齢者福祉に係る企画および調整に関すること。
- ・高齢者福祉サービスに関すること。
- ・地域包括ケアに関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ・地域包括支援センターに関すること。
- ・高齢者の生きがいづくりに関すること。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- ・エイジフレンドリーシティの推進に関すること。
- ・老人いこいの家に関すること。
- ・雄和ふれあいプラザに関すること。
- ・河辺高齢者健康づくりセンターに関すること。

④ 保護第一課

【図表 69】保護第一課の事務分掌

- ・生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による措置その他被保護世帯の援護育成に関すること。
- ・生活保護状況の統計および資料作成に関すること。
- ・社会福祉法人および日本赤十字社による保護施設の設置認可に関すること。
- ・無料低額宿泊事業を行う施設の届出等に関すること。
- ・生活保護法に基づく指定医療機関等の指定に関すること。
- ・医療扶助に係る審査および診療報酬の支払に関すること。
- ・行旅病人等の援護に関すること。

⑤ 保護第二課

【図表 70】保護第二課の事務分掌

- ・生活保護法の規定による措置その他被保護世帯の援護育成に関すること。
- ・生活保護状況の統計および資料作成に関すること。
- ・医療扶助に係る審査に関すること。
- ・行旅病人等の援護に関すること。

⑥ 介護保険課

【図表 71】 介護保険課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険に係る企画および調整に関すること。</li> <li>・秋田市介護保険事業財政調整基金の管理に関すること。</li> <li>・介護保険給付に関すること。</li> <li>・介護保険料の賦課に関すること。</li> <li>・介護保険料およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関すること。</li> <li>・介護保険料の督促および滞納処分に関すること。</li> <li>・指定居宅サービス事業者の指定等に関すること。</li> <li>・介護老人保健施設の開設許可等に関すること。</li> <li>・老人居宅生活支援事業の届出等に関すること。</li> <li>・老人福祉施設の設置認可等に関すること。</li> <li>・要介護認定等に関すること。</li> <li>・介護認定審査会に関すること。</li> </ul>
---

⑦ 監査指導室

【図表 72】 監査指導室の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の設立認可に関すること。</li> <li>・社会福祉法人の指導監督等に関すること。</li> <li>・社会福祉施設等の指導監査に関すること(他の所管に属するものを除く。)</li> </ul>
--

(3) 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 73】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	680,520	695,360	459,505	725,658	3,372,440
負担金	29,148,201	29,607,531	30,319,441	30,575,400	30,943,202
交付金	217,339	217,397	14,952	113,456	407,539
その他	382,980	-	-	-	13,100
合計	30,429,040	30,520,288	30,793,898	31,414,514	34,736,281

第4 監査対象の概要及び結論(各論)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般会計の割合	9.49%	7.88%	6.43%	6.41%	14.23%

(出所)秋田市の資料より作成。

(4)秋田市の施策とその概要

福祉保健部の令和3年度の負担金、補助及び交付金のうち、秋田市が要綱を設定して交付しているものは以下のとおりである。

【図表 74】 施策一覧(令和3年度)

項目	決算額(千円)
ボランティア保険料負担金	1,107
秋田市社会福祉団体補助金	297
秋田市社会福祉法人補助金(秋田市社会福祉協議会福祉活動費)	71,794
地域保健・福祉活動推進事業補助金	1,000
秋田市障がい者団体補助金	680
秋田市障がい福祉ロボット等導入支援事業費補助金	261
秋田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金	4,007
秋田市地域活動支援センター補助金	14,940
障がい者雪下ろし支援事業負担金	15
身体・知的障がい児(者)バス運賃無料化事業負担金	55,259
いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金	4,228
介護ロボット導入促進事業費補助金	509
介護従事者資格取得支援事業費補助金【新規】【継続】	1,004
敬老会補助金	40,000
高齢者コインバス事業の実施に係る負担金	143,067
秋田市軽費老人ホーム事務費補助金	255,905
秋田市老人クラブ活動補助金	4,135
秋田市老人クラブ連合会各種活動補助金	4,150

第4 監査対象の概要及び結論(各論)

項目	決算額(千円)
高齢者雪下ろし支援事業補助金	71
自動給水ポンプユニット交換修繕にかかる負担金【新規】【単年度のみ】	490
市立秋田総合病院運営費交付金	406,768
市立秋田総合病院運営費負担金	920,803
介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス)負担金分	699,366
介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス)補助金分	147
高額医療合算介護予防サービス相当費	508
高額介護予防サービス相当費	738
介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防ケアマネジメント事業費)	95,408
介護支援ボランティア制度に係るボランティア活動転換交付金	771
介護支援ボランティア保険料負担金	45
地域元気アップ事業補助金	15,126
地域包括支援センター職員基礎研修参加負担金	22

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

以下、各概要を示す。

① ボランティア保険料負担金(福祉総務課、負担金)

秋田市社会福祉協議会が窓口となり、ボランティア個人などが加入申込人・被保険者として加入するボランティア活動保険の保険料の一部または全部について、秋田市で負担するものである。なお、被災地で継続的・長期的にボランティアを行う団体・個人もいることから、被災地へ向かうボランティアの保険料への一部負担も引き続き行った。ボランティアには、一般、除雪、災害の3種類がある。利用ニーズがあり、令和4年度は予算が増額された。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
1,108	1,107	1

(出所)秋田市の資料より作成

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

##### ② 秋田市社会福祉団体補助金(福祉総務課、補助金)

秋田市保護司会、秋田市遺族会、その他市長が必要と認める団体に対し、予め提出された「補助事業に係る事業計画書」に基づき、補助金を支給した。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
340	297	42

(出所)秋田市の資料より作成

##### ③ 秋田市社会福祉法人補助金(秋田市社会福祉協議会福祉活動費)(福祉総務課、補助金)

社会福祉法第 58 条に基づき、社会福祉法人に助成を行うもので、秋田市の根拠としては、秋田市社会福祉法人に対する助成に関する条例(条例第 6 号、平成 9 年 3 月 24 日)、秋田市社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則(規則第 44 号、平成 9 年 3 月 24 日)、秋田市社会福祉法人補助金交付要綱(平成 18 年 3 月 31 日)、秋田市社会福祉協議会に対する補助金交付等実施要綱(平成 18 年 3 月 31 日)を根拠としている。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
72,160	71,794	366

(出所)秋田市の資料より作成

##### ④ 地域保健・福祉活動推進事業補助金(福祉総務課、補助金)

民間団体が行う先進的事業で、高齢者をはじめ、障がい者、児童などへの保健・福祉活動であって、広く市民の福祉の向上に寄与すると認められる事業を行う団体に予算の範囲内で補助金を交付するものである。事業の規模と団体の収入に応じた金額(千円未満の端数は切捨て)を補助するが、補助金交付 1 年目は全額(上限額 30 万円)、2 年目は補助率 2/3(上限額 20 万円)、3 年目は補助率 1/3(上限は 10 万円)となっている。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
1,800	1,000	800

(出所)秋田市の資料より作成

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

##### ⑤ 秋田市障がい者団体補助金(障がい福祉課、補助金)

秋田市身体障害者協会、秋田市手をつなぐ育成会、その他市長が認めた団体に対して、その団体の補助対象事業(障がい者の研修、交流、社会参加の促進、健康増進を目的として実施する事業、障がい児者の保護者の研修、交流を目的として実施する事業、機関誌の発行事業その他の事業)について補助するものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
680	680	-

(出所)秋田市の資料より作成

##### ⑥ 秋田市障がい福祉ロボット等導入支援事業費補助金(障がい福祉課、補助金)

障害者支援施設事業者等が介護ロボット等を導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボット等の使用による介護従事者の負担の軽減を図り、働きやすい職場環境の整備を推進するもので、国の補助金も原資の一部となっている。当該類似事業は、いくつかの他の地方自治体でも行われている。移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り・コミュニケーション支援、入浴支援、その他が対象となっている。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
906	261	645

(出所)秋田市の資料より作成

##### ⑦ 秋田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金(障がい福祉課、補助金)

障害福祉サービス等を行う事業所において、新型コロナウイルス感染症により、職員の休業要請、事業所の閉鎖等が生じた場合に、必要資金を助成するものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
11,391	4,007	7,384

(出所)秋田市の資料より作成

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

##### ⑧ 秋田市地域活動支援センター補助金(障がい福祉課、補助金)

地域活動支援センターは、在宅の障害者及び障害児に対し、通所により作業訓練、生活指導、創作的活動の機会の提供を行う事業を行うものであり、当該事業を補助事業として実施する場合における経費や機能強化事業に関するものが対象となる。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
15,068	14,940	128

(出所)秋田市の資料より作成

##### ⑨ 障がい者雪下ろし支援事業負担金(障がい福祉課、補助金)

道路豪雪対策本部が設置された際に、自力で屋根の雪下ろしが困難な障がい者のみの世帯等に対し、費用の一部を補助するものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
200	15	185

(出所)秋田市の資料より作成

##### ⑩ 身体・知的障がい児(者)バス運賃無料化事業負担金(障がい福祉課、負担金)

身体障害者手帳等の提示等によるバス運賃割引及び無料化の事業の実施に伴い、バス会社に対して費用を負担する制度である。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
55,704	55,259	444

(出所)秋田市の資料より作成

##### ⑪ いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金(長寿福祉課、負担金)

高齢者の健康の保持・増進を図るため、後期高齢者医療被保険者を対象として、秋田市指定の治療院等で、はり・きゅう・マッサージを受療するときに使用できる受療券(1日1回1枚につき800円の助成)を申請により年度内に15枚を限度に交付している。前年度である令和2年度では、777人に交付をし、使用枚数は4,930枚であったとされる。



第4 監査対象の概要及び結論(各論)

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
4,245	4,228	17

(出所)秋田市の資料より作成

⑫ 介護ロボット導入促進事業費補助金(介護保険課、補助金)

介護従事者の負担軽減および職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資するため、介護サービス事業所が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成するものである。1事業所1回の募集につき購入金額(消費税・地方消費税等を除く)に相当する額(千円未満切捨て、上限10万円)を補助することを原則としており、他の地方自治体でも同様の事例は多い。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
800	509	291

(出所)秋田市の資料より作成

⑬ 介護従事者資格取得支援事業費補助金(介護保険課、補助金)

介護人材の確保、キャリアアップによる意識向上と定着を図るため、介護分野で働くために必要な資格の取得費用の一部を補助している。支給対象は以下のとおりである。

【図表 75】 補助対象と補助額

資格の種類	市内事業所で働くことが決まっている者	市内事業所で働いている者
介護福祉士実務者研修	3分の2(上限10万円)	2分の1(上限10万円)
介護職員初任者研修	3分の2(上限6万円)	2分の1(上限6万円)
生活援助従事者研修	3分の2(上限3万円)	2分の1(上限3万円)

(出所)ホームページより作成

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
1,900	1,004	896

(出所)秋田市の資料より作成

## ⑭ 敬老会補助金(長寿福祉課、補助金)

敬老の日を中心に秋田市内各地区において敬老会を主催する地区社会福祉協議会の事業費を補助するものである。

【図表 76】 年度別敬老会補助金の推移

年 度	75 歳以上人口(人)	1人当たり補助額(円)	交付総額(円)
平成 29 年度	46,570	855	39,838,684
平成 30 年度	47,614	840	40,000,000
令和元年度	48,535	824	40,000,000
令和 2 年度	48,652	812	39,501,000
令和 3 年度	48,386	827	40,000,000

(出所)令和 4 年度 福祉の概要より転記

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
40,000	40,000	-

(出所)秋田市の資料より作成

## ⑮ 高齢者コインバス事業の実施に係る負担金(長寿福祉課、負担金)

秋田市が交付する「コインバス資格証明書」を提示すると、市内の路線バス(リムジンバス、高速バスを除く)、「秋田市マイタウン・バス」に1乗車につき100円(現金)で乗車できる。この交付対象は、65歳以上の秋田市民となっている。当該制度に対して、バス会社に支払う負担金である。

なお、令和4年10月1日から実施方法について、「コインバス資格証明書」から地域連携ICカード「シニアアキカ」に変更し、利用を開始している。そのため、令和4年10月1日から令和5年3月31日までは、コインバス資格証明書とシニアアキカのどちらも使える併用期間となり、コインバス資格証明書の交付も継続することとしており、現在の「コインバス資格証明書」の交付および利用については、令和5年3月31日で終了とされている。

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
143,067	143,067	-

(出所)秋田市の資料より作成

#### ⑯ 秋田市軽費老人ホーム事務費補助金(長寿福祉課、補助金)

老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、秋田市内に軽費老人ホームを設置し、かつ運営する社会福祉法人等に対し、要綱に従って、予算の範囲内で補助金を交付するもの。いくつかの地方自治体でも同様の制度はある。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
272,052	255,905	16,146

(出所)秋田市の資料より作成

#### ⑰ 秋田市老人クラブ活動補助金、連合会各種活動補助金(長寿福祉課、補助金)

秋田市老人クラブ連合会および単位老人クラブが行う高齢者の健康づくりの向上、社会奉仕活動、地域交流活動等に助成するもの。秋田市においては、老人クラブは昭和 36 年6月に発足し、昭和 37 年に秋田市老人クラブ連合会が結成されている。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
10,448	8,286	2,161

(出所)秋田市の資料より作成

#### ⑱ 高齢者雪下ろし支援事業補助金(長寿福祉課、補助金)

積雪深が 40cm となる等道路豪雪対策本部が設置された際に、自力で屋根の雪下ろしが困難な高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯(いずれの世帯も市民税非課税、持ち家に限る)に対し、屋根の雪下ろしを行った場合などにその費用の一部を助成するもので、外部委託分のうちの定額を補助するものである。これについては当初予算としては 500 千円が計上されていたが、最終的には 72 千円に減額されている。

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
72	71	0

(出所)秋田市の資料より作成

##### ⑱ 自動給水ポンプユニット交換修繕にかかる負担金(福祉総務課、負担金)

秋田市御所野交流センターは、福祉の総合的なサービス提供を目的とした中央地区老人福祉総合エリアの一施設として、社会福祉法人秋田けやき会が運営する高齢者施設と一体的に整備されたもので、同法人が指定管理者として運営を行っている。自動給水ポンプユニットを含めた各種機械設備は、法人所有の高齢者施設との共用設備であることから、秋田市御所野交流センターの管理に関する基本協定書第9条第3項の規定に基づき、修繕の実施は、社会福祉法人秋田けやき会が行うこととし、修繕費用の負担については、同協定書第10条第2号に基づき、市が1割、法人が9割を負担することとしたものである。これにより、社会福祉法人秋田けやき会が株式会社オーエンスとの間で締結した「自動給水ポンプユニット更新工事」4,906千円(税込)について、その一割を秋田市が負担したものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
491	490	0

(出所)秋田市の資料より作成

##### ⑳ 市立秋田総合病院運営費交付金及び運営費負担金(福祉総務課、負担金)

平成26年4月1日に設立した地方独立行政法人市立秋田総合病院に対して、設置者としてその活動を支援するものである。

(単位:千円)

種類	予算額	決算額	不用額
運営費交付金	406,768	406,768	-
運営費負担金	920,803	920,803	-

(出所)秋田市の資料より作成

##### ㉑ 介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス)負担金分及び補助金分(長寿福祉課、負担金及び補助金)

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

介護保険法第115条の45第1項、介護保険法施行令、介護保険法施行規則及び地域支援事業実施要綱に基づく、秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める、介護予防・生活支援サービスについて、事業者の事業の一部を補助または要支援認定者等の訪問・通所サービス費用の一部を負担するもので、国の財源が一部使われている。

(単位:千円)

種類	予算額	決算額	不用額
負担金分	725,383	700,612	24,771
補助金分	420	147	273

(出所)秋田市の資料より作成

#### ② 高額医療合算介護予防サービス相当費(長寿福祉課、負担金)

「① 介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス)」と同様の根拠によるため、上記①の「負担金分」に含まれる。

#### ③ 高額介護予防サービス相当費(長寿福祉課、負担金)

「① 介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス)」と同様の根拠によるため、上記①の「負担金分」に含まれる。

#### ④ 介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防ケアマネジメント事業費)(長寿福祉課、負担金)

介護保険法第115条の45第1項、介護保険法施行令、介護保険法施行規則及び地域支援事業実施要綱に基づく、秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める、ケアプランの作成に関する費用を負担するもので、国の財源が一部使われている。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
101,317	95,408	5,908

(出所)秋田市の資料より作成

#### ⑤ 介護支援ボランティア制度に係るボランティア活動転換交付金(長寿福祉課、交付金)

秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第2号ウに掲げる地域介護予防活動支援事業に規定する事業として、高齢者が行うボランティア活動にポイントを付与し、こ

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

れを換金することができる制度で、秋田市介護支援ボランティア制度実施要綱に定められている。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
771	771	-

(出所)秋田市の資料より作成

#### ②⑥ 介護支援ボランティア保険料負担金(長寿福祉課、負担金)

介護支援ボランティアの実施に伴う傷害等の保険料の一部を秋田市が負担しているものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
133	45	87

(出所)秋田市の資料より作成

#### ②⑦ 地域元気アップ事業補助金(長寿福祉課、補助金)

秋田市社会福祉協議会地域元気アップ事業に対して支援を、秋田市社会福祉法人等補助金交付要綱第2条の規定に基づき行うものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
15,535	15,126	409

(出所)秋田市の資料より作成

#### ②⑧ 地域包括支援センター職員基礎研修参加負担金(長寿福祉課、負担金)

秋田市地域包括支援センター運営要綱に基づく業務を行うため、基幹型業務に従事する職員が受講する地域包括支援センター職員基礎研修の参加費用を負担するものである。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
32	22	10

(出所)秋田市の資料より作成

## (5) 秋田市の新規事業(独自施策も含む)とその概要

## ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(福祉総務課、補助金)

国の施策として、秋田市が実施するものである。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するものである。令和4年度分も継続された。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
4,410,000	2,866,300	1,543,700

(出所) 秋田市の資料より作成

## ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(福祉総務課、補助金)

国の施策として、秋田市が実施するものである。緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するものである。単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円が支給され、令和4年度も継続された。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
19,920	13,100	6,820

(出所) 秋田市の資料より作成

## ③ 介護従事者資格取得支援事業費補助金(介護保険課、補助金)

前項で記載したもので、令和4年度も継続している。

## ④ 秋田市防災・減災等事業整備計画に係る施設整備費補助金(介護保険課、補助金)

国土交通省の予算配分分。近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算である。本推進費は、災害を受けた地域における「災害対策事業」、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所における「公共交通安全対策事業」、早期に事業効果が発揮できる箇所における「事前防災対策事業」に活用できるとしており、令和4年度も配布された。

(単位:千円)

予算額	決算額	不用額
29,469	21,647	7,822

(出所)秋田市の資料より作成

- ⑤ 自動給水ポンプユニット交換修繕にかかる負担金  
前項で記載したもので、単年度のみ単発であった。

#### (6)抽出した監査対象の概要

福祉保健部が管轄する事業のうち、「(2)秋田市の独自施策とその概要」に示した補助金及び新規の補助金等についてその制度面と他の地方自治体等と比較をおこなった。

#### (7)監査の結果(指摘及び意見)

なお、監査対象として抽出した負担金、補助及び交付金については、次に該当するもの以外は指摘及び意見はなかった。

#### 【意見 13】電子地域通貨と福祉政策について

秋田市に限らないことであるが、細かい補助金等が多くあり、その利用状況も予測がつかないものもあり、予算の流用等で苦勞する部分もあろう。特に、新型コロナウイルス感染症対策などのように市民レベルという多くの相手に資金を提供する必要がある場合、それにかかる人的物的コストはばかにならない水準になる。

このような状況にも対応するために、電子地域通貨について行政のDX化の一環として検討できないかという観点から当該意見を示すものである。

まず、地域通貨という発想自体は、19世紀のイギリスにおけるロバート・オーエンの労働通貨の概念にまでさかのぼるが、1930年代オーストリアで導入した事例もあるという。日本では2000年頃に一時ブームとなる。しかし、当時は発行や運営にコストがかかること、利用範囲が限定されてしまったこと、及び法的規制の検討等が問題となり、現在は地域振興券等の発行など小規模で限定的なものにとどまっている。

しかし、現在では電子通貨を利用することでコストが抑えられ、コミュニティの再生や総合的福祉政策という広い範囲で扱うこと、法的には仮想通貨としての位置づけをすることで、その利用可能性が注目され始めている。



これに対し、まず海外での成功例を示す。第1は、電子通貨ではないが地域通貨の成功例として、「ヴェルグルの奇跡」と言われたオーストリアのヴェルグルの事例である。この特徴は、通貨を確実に費消させるために、経済学者のゲゼルの理論に従い、通貨自体を毎月1%ずつ価値が減少するようにさせた点である。これにより人々は早めに使わざるをえなくなった。同様のものとしてはドイツのバイエルン州の一部で通用しているキームガウアーという地域通貨がある。第2は、日本の電子通貨であるが、飛騨地域で使われている「さるぼぼコイン」を挙げたい。「さるぼぼコイン」は、岐阜県高山市・飛騨市・白川村で使える電子通貨アプリであり、加盟店で支払いに使ったりユーザー間での送金をすることも可能である。

現在マイナンバーカードの導入を促進させるためにポイントがつくサービスを政府が行っているが、同様に特に個人への福祉サービスについてこのような方法で電子地域通貨を導入することが考えられるのではないだろうか。更に、現行実施されている介護支援ボランティア制度に係るボランティア活動転換交付金で用いるポイントもこれに含めることができると考える。

これに対しては、障がい者はともかく高齢者には使いづらいという意見がある。やはり、アナログでなければという主張である。しかし、山間部や豪雪地域を有し、少子高齢化が進行する秋田市だからこそDX化を進め、例えば電子回覧板を導入し、それに見守りサービス機能や電子地域通貨を導入するなど、低コストで一度に多くのサービスを市民に提供できるようなサービスを考案することが必要ではないかと考える。さらに、これに健康維持のため、散歩等歩くとポイントが加算されるが、1年間使わないと数%減価するなどの仕組みを加えることでより有効な効果が得られるのではないかとと思われる。このような仕組みが予め実装されていれば、コロナ対応で市民全体に一律に10万円相当を配布するなど、大した手間とコストを掛けずに行うことも可能になり緊急対応にも役立つのではないだろうか。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金(障がい福祉課、補助金)

#### **【意見14】 補助対象経費などのわかりやすい情報開示について**

当該事業については、予算の執行率は35%に留まっている。その理由を考えると、秋田市における感染者が少なかったこと、障がい者福祉施設での感染予防対策が効果を発揮していた等の理由も考えられるが、秋田市のホームページでの説明において、補助金の交付要綱第4条に補助金の対象となる経費は、別表に定めるとおりとするとしながら、当該別表がどこから見ることができず、何をどの程度補助されるのかがわからなかったことも考えられる。今後は、要綱を添付するだけでなく、わかりやすい情報開示が望まれる。

- ② いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金(長寿福祉課、負担金)

**【意見 15】 補助対象範囲の拡大について**

当該施策は秋田市だけでなく、他のいくつかの地方自治体でも同様の施策は見られるが、概ね 65 歳から 70 歳以上としているところが多い。本来は整形外科が対応する分野も多いのであろうが、鍼灸についても WHO (世界保健機関)がその効果を認めていることもあり、医師不足の地域では有効な施策であろう。現在までの施策の目的が後期高齢者の健康・福祉ということであろうが、診療報酬の増加対策として、雇用創出の政策の一つとしても複合的政策としてももう少し範囲を広げていいのではないであろうか。最も上げた事例としては、東京都千代田区の事例があり、補助の範囲を 40 歳以上、1,000 円で年 24 回としている。このレベルの補助に温泉療養も加われば市民にとっては、満足な水準と思われる。

- ③ 介護従事者資格取得支援事業費補助金(介護保険課、補助金)

**【意見 16】 介護従事者資格取得支援事業費補助金の目的と効果について**

当該事業は、介護従事者の確保に資するものの一環としてされた政策と思われる。一定の予算が消化されていることから、予算計上の目的は達成されていると考えるが、それが介護人材の確保に寄与しているかという疑問である。現在、介護人材の育成のための短期大学が生徒が集まらず閉校するというように、若者の介護離れは明白となっている。その主たる理由の1つは給料の安さであり、それ以外に労働環境や将来への不安等が理由となる。このような状況は欧米でも同様であり、これに対して欧米では外国人労働者の採用や給与補助などが行われる。千葉県の実例でも当時の知事自らがベトナムに自ら赴いて宣伝を行ったり、県として介護人材としての外国人労働者確保を政策の1つとしている。仮に、当該補助金が人材確保までも視野に入れるのであれば、そのような策を秋田市だけでなく秋田県としても持たないと効果が薄いであろう。人口減少への対応の一つとしても外国人労働者の問題も検討されたい。

- ④ 敬老会補助金(長寿福祉課、補助金)

**【指摘事項 4】 敬老会補助金の見直しについて**

- ① はじめに

現在高齢者福祉の分野でも儀式的部分に関する見直しが全国で始まっている。それは、かつての人口増加時代から少子高齢化時代になり、社会全体の高齢者に対する負担が増加

する中で、長寿を祝うことは行政自らが行うことではないのではないかとする疑問から発したものである。ここでは、高松市の事例を紹介したい。高松市では平成 25 年当時に既にそのような対応をしていたことが注目される。

② 高松市における敬老会事業の見直しについて<sup>3</sup>

ア. 見直しの経緯

本市(高松市)では、昭和 46 年から、老人福祉法第5条に基づき、老人の日前後に、式典開催や敬老訪問などの敬老行事を高松市社会福祉協議会に委託し、地区社会福祉協議会が実施主体となり、実施している。しかし、最近では、各地区の敬老会の式典の参加率は平均 33%前後となっているほか、自治会ごとに開催する地区や、式典開催に替えて敬老訪問を実施している地区がある。このような中、平成 22 年 3 月議会の教育民生常任委員会において、委員から、参加者数減少への対策や、地域コミュニティ協議会で実施することも含め、敬老会のあり方について検討が求められていた。また、平成 23 年度包括外部監査結果では、敬老会事業が、慣習的な式典開催になっていることや、本来の目的を果たすための実施内容、運営方法を検討することの必要性などについて指摘された。このことから、敬老会事業のあり方について、検討を行ってきた。

平成 24 年 4 月 健康福祉局内検討プロジェクトチーム結成  
 7 月 地区社会福祉協議会へアンケート調査実施  
 10 月 プロジェクトチームによる検討結果をとりまとめた。  
 10 月 中核市に調査実施  
 25 年 1 月 高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会で意見聴取  
 4 月 地区社会福祉協議会会長会にて見直しの方向性について説明  
 5 月 民生委員児童委員連盟常任理事会にて見直しの方向性について説明  
 9 月 地区社会福祉協議会会長会にて 26 年度以降の方向性について説明  
 10 月 市議会教育民生調査会にて説明  
 10 月 コミュニティ協議会会長会にて 26 年度以降の方向性について説明  
 10 月 コミュニティセンター長および事務局長会にて //

<sup>3</sup> 高松市公式ホームページ「スマートシティたかまつ推進プラン(2019～2021)について」  
[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/korei\\_fukushi/korei\\_fukushikondan/h25\\_1.files/21979\\_L12\\_20131114\\_s1.pdf](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/korei_fukushi/korei_fukushikondan/h25_1.files/21979_L12_20131114_s1.pdf)

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

##### イ. 当時の状況

###### (ア) 対象者および一人当たりの事業単価

8月15日現在で市内に住民票を置く、その年の12月31日で75歳以上の者

- ・在宅高齢者:2,640 円
- ・対象施設入所者:1,086 円

###### (イ) 実施主体

- ・各地区社会福祉協議会(全41地区)
- ・対象施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム)
- ・大島青松園

##### ウ. 当時の対象人数、事業費の推移

区 分	対象者数(75歳以上高齢者)(人)		決算額 (千円)	前年度比(%)	
	在宅対象者	施設対象者			
平成23年度	49,912	47,407	2,505	127,875	—
24年度	51,506	48,893	2,613	131,915	103.2
(予算)25年度	52,743	50,025	2,718	135,018	102.4
推計34年度	65,037	61,778	3,259	166,633	(対25年)123.4

※在宅対象者数には大島青松園も含む

##### エ. 他市の状況

24年10月、中核市および徳島市に照会した結果、本市を除く41市のうち、21市が事業を実施し、20市は実施していない状況であった。また、実施している市における一人当たりの事業単価は、1,000円未満が21市中15市であった。

(ア) 事業の有無 有:21市 無:20市

(イ) 事業単価(平成24年度予算)

5,000円以上	1市
3,000円～4,999円	0市
2,000円～2,999円	1市
1,000円～1,999円	4市
1,000円未満	15市

## (ウ) 事業費(平成 24 年度予算)

50,000 千円以上	4 市
30,000 千円～49,999 千円	4 市
10,000 千円～29,999 千円	6 市
5,000 千円～9,999 千円	4 市
5,000 千円未満	3 市

## オ. 見直し内容について

- 平成 26 年度から地域コミュニティ協議会への地域まちづくり交付金事業に移行する
- 平成 26 年度の敬老会事業費相当額を維持し交付金に算入する
- 施設敬老会への助成は、廃止する

## ③ 秋田市について

上記の高松市の事例は、少子高齢化が前面に出始めた時代の議論であり、かなり慎重な対応を経て段階的に見直しを行ったものである。しかし、今日少子高齢化と人口減少の影響は顕著に進んでおり、その最も進んでいるという秋田県では、高齢者への公平なサービス提供や補助金の支出の目的の観点から、これに対する対応を最も早く行うことが望まれていいはずである。

この点、単に儀式化し、しかも増加しつつある当該費用だけでなく、「いきいき長寿祝い事業」も含めて見直すべきではないかと考える。確かに、長寿は喜ばしいことでもあるし、市民の敬老思想の高揚は重要な視点ではある。しかし、長寿にお金を配ると市民の敬老意識は果たして高揚するのであろうか。長寿の祝いは記念品だけでも十分ではないのか。敬老会補助事業の見直しと合わせて改善が望まれる。

## ⑤ 秋田市老人クラブ活動補助金及び老人クラブ連合会各種活動補助金(長寿福祉課、補助金)

**【指摘事項 5】 団体の活動状況に見合った補助金の支出について**

秋田市において老人クラブは昭和 36 年発足以来当初活動に盛り上がりを見せていたが、現在では以下のように加入率が低迷している。老人クラブは、老人福祉法で定められた、社会奉仕、教養文化及び健康づくりなどを行うクラブ活動である。

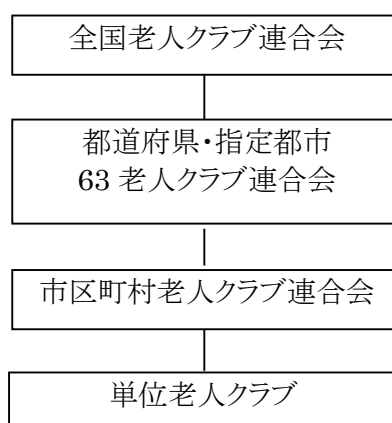
【図表 77】 年度別クラブ数(団体)等の推移

年 度	クラブ数(団体)	会 員 数(人)	60 歳以上加入率 (%)
平成 29 年度	176	6,650	5.8
平成 30 年度	168	6,198	5.4
令和元年度	157	5,372	4.6
令和 2 年度	152	5,081	4.3
令和 3 年度	131	4,208	3.6

(出所)令和 4 年度 福祉の概要より転記

老人クラブは、以下のような階層構造をなしている。

【図表 78】 老人クラブの構成



(出所)公益財団法人長寿科学振興財団のホームページによる。

戦後、社会が混乱している中で老後の不安を抱く人々などが自らの手で自分の生活を守っていかうとする趣旨から作られた老人クラブもその活動内容は、既に外部の機能でカバーできるようになっていることなどから、全国的に加入率は低下しており、秋田市だけが例外ではない。

そのため、秋田市がなんらかの補助をするにしても、連合会、単位老人クラブ双方に従来の慣例に従いいずれにも補助をしつつ、先に示した敬老会への補助もするといったものではなく、高齢者サービスの重複する部分を整理し、どこを民間が行い、どこを行政が行うのかという点を整理しつつ、行政が補助をするに値するのを見直す時期にきているのではないかと考える。加入率が 3%程度しかない任意団体で、補助金を出すことは高齢者への公平なサービス

提供という観点からは問題となると考える。これに関して、秋田市では「秋田市老人クラブ補助金交付事務要領」(改正版は令和3年4月1日施行)及び「単位老人クラブ用老人クラブ活動補助金事務の手引き」(令和3年12月作成)により支出の目的等を審査して適正に支出しているとのことであるが、問題の核心は適正支出の内容ではなく、既に加入率がわずかしかない団体に公金を支出することの公平性及び有効性の問題であることに留意する必要がある。

なお、連合会についても「秋田市老人クラブ連合会各種活動補助金交付要綱」(改正版は令和3年4月1日施行)を定め秋田市では適正支出をしているとのことであるが、加入率の極端に低い組織の上部団体の位置づけを考えると、その間接経費の意味を考慮して単位老人クラブ以上に公金支出の意味は薄れていると言わざるを得ない。

コミュニティの創出は大切であるが、高齢者のニーズが満たされていないからこそ加入率が低迷するのではないであろうか。当該補助金自体を廃止するか、組織率が一定以下の団体には支給しない等見直す必要があると考える。

なお、逆に活発なクラブ活動と高い加入率を保っている事例があるので紹介したい。佐賀県上峰町の老人クラブの加入者は、令和4年度時点で900人程度、65歳以上の約36%が加入しているとされる。ここでの特徴は老人クラブ女性部会が運営する「ふれあい喫茶」である。ありきたりの事例ではあるが、その地域になく、ニーズに即したアイデアを実現している老人クラブであれば当該補助金の意味はあるが、あまりに低い加入率の老人クラブへの支出は不平等を助長するだけではないかと考える。また単位老人クラブだけでなく、任意団体としての連合会にも補助金を出す慣例も減額を含めて見直すべきではないかと考える。

#### ⑥ 障がい者雪下ろし支援事業負担金(障がい福祉課、補助金)及び高齢者雪下ろし支援事業補助金(長寿福祉課、補助金)

##### 【意見17】 補助金の適用範囲の拡大と利用可能性の向上について

上記における高齢者、障がい者における雪下ろし補助金及び負担金の執行率(当初予算との比較)及び使用額が非常に低いものとなっている。一方、秋田市内での道路の除雪状況についても不満<sup>4</sup>がでていたり、除排雪コールセンターの電話が繋がらないなど雪下ろしに限らず除排雪全体における情報連絡体制や業務自体に遅れが見られる点も影響している可能性が考えられる。本来除雪活動は中小建設業者にとっては一大収益事業であるし、歴史的には秋田には豪雪対応のノウハウがあるはずである。そのため、民間事業者を含め組織的に対応するとともに、当該補助金等の処理がスムーズにできれば、潜在的ニーズに応えることが

<sup>4</sup> 秋田市公式ホームページ「市民の声」  
<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/iken/1003645/1004649/1034394.html>

#### 第4 監査対象の概要及び結論(各論)

できると考えられる。高齢者や障がい者に限らず、屋根の上での除雪作業には危険が伴う。当該補助金の範囲の拡大と利用可能性の向上が望まれる。



## 6. 環境部

### (1) 環境部の業務の概要

環境部の業務について参考のためその業務の概要について以下のように「秋田市行政組織規則」における事務分掌で示す。

#### ① 環境総務課

【図表 79】 環境総務課の事務分掌

- ・廃棄物処理手数料の徴収に関する事。
- ・環境部に係る委託契約に関する事。
- ・環境施策についての企画に関する事。
- ・環境基本計画に関する事。
- ・環境政策の調査および総合調整に関する事。
- ・地球温暖化対策に関する事。
- ・地球温暖化対策実行計画に関する事。
- ・エコあきた行動計画の推進に関する事。
- ・エネルギー政策に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- ・環境教育および環境学習に関する事。
- ・市民の環境活動に関する事。
- ・自然環境の保全等に関する事。
- ・環境審議会に関する事。
- ・部内の連絡調整に関する事。
- ・部の予算経理に関する事。

#### ② 環境都市推進課

【図表 80】 環境都市推進課の事務分掌

- ・一般廃棄物に関する企画および調整に関する事。
- ・一般廃棄物の処理に係る計画および調査統計に関する事。
- ・一般廃棄物処理業の許可に関する事。
- ・一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事。
- ・一般廃棄物の排出および減量の啓発および指導に関する事。

- ・一般廃棄物の再利用等に関する事。
- ・一般廃棄物の収集運搬に係る計画および調査統計に関する事。
- ・一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督に関する事。
- ・ごみの減量の推進に関する事。
- ・浄化槽清掃業の許可に関する事。
- ・浄化槽清掃業者の指導監督に関する事。
- ・公衆便所に関する事。
- ・廃棄物関係法令等に係る諸届出(一般廃棄物に係るもののうち、一般廃棄物処理施設に係るものを除いたものに限る。)の受理等に関する事。
- ・秋田市一般廃棄物処理施設整備基金の管理に関する事。
- ・管理不良状態にある住宅等の対策に関する事。
- ・廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- ・生活環境保全審議会に関する事。

③ 環境保全課

【図表 81】 環境保全課の事務分掌

- ・公害防止対策に係る企画および調整に関する事。
- ・公害関係法令に係る諸届出の受理に関する事。
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の監視および測定ならびに防止の指導に関する事。
- ・騒音等の規制地域の指定および規制基準の設定に関する事。
- ・テレメーターの管理に関する事。
- ・公害の苦情および紛争の処理に関する事。
- ・有害化学物質対策に関する事。
- ・汚染土壌処理業の許可等に関する事。
- ・浄化槽保守点検業者の登録および指導監督に関する事。
- ・浄化槽設置等の届出の受理等に関する事。
- ・ペット霊園の設置に係る処分等に関する事。

④ 廃棄物対策課

【図表 82】 廃棄物対策課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理施設の許可に関する事。</li> <li>・一般廃棄物処理施設の設置者の指導監督に関する事。</li> <li>・廃棄物の不法投棄に関する事。</li> <li>・産業廃棄物処理業および産業廃棄物処理施設の許可に関する事。</li> <li>・産業廃棄物処理業者および産業廃棄物処理施設の設置者の指導監督に関する事。</li> <li>・産業廃棄物を排出する事業者の指導に関する事。</li> <li>・廃棄物関係法令に係る諸届出(他の所管に属するものを除く。)の受理等に関する事。</li> </ul>
---

⑤ 総合環境センター

【図表 83】 総合環境センターの事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の運営および維持管理に関する事。</li> <li>・廃棄物の受入れの承諾および廃棄物の搬入者の指導監督に関する事。</li> <li>・リサイクルプラザの運営および維持管理に関する事。</li> <li>・廃棄物処理技術等の調査研究に関する事。</li> <li>・一般廃棄物処理施設の整備に関する事。</li> <li>・し尿処理施設の運営および維持管理に関する事。</li> </ul>
--

(2) 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 84】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	34,009	64,380	75,968	63,419	55,620
負担金	777	858	642	9,992	560
交付金	29,167	38,964	46,037	54,845	37,043
その他	-	-	-	-	-
合計	63,953	104,202	122,647	128,256	93,223
一般会計の 割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所)秋田市の資料より作成。

**(3) 抽出した監査対象の概要**

環境部が管轄する事業のうち、事務事業の内容・性質から重要と思われる事業を数件抽出した。なお、案件については、1件 1 百万円以上のものは全件(但し、人件費は除く)、1 百万円以下のものは数件を抽出して監査手続きを実施した。

その結果以下の事業を対象とした。

**【図表 85】 環境部管轄で対象とした事業**

勘定科目	担当課	事業の名称
交付金	環境総務課	自然環境保全・体験支援事業
補助金	環境総務課	中小企業等省エネ促進事業
補助金	環境総務課	再生可能エネルギー導入支援事業(スマートシティ創エネ事業)
交付金	環境都市推進課	古紙ステーション回収システム支援経費
負担金	環境都市推進課	環境都市推進課管理費
補助金	環境都市推進課	ごみ集積所設置費補助事業
補助金	環境都市推進課	生ごみ減量促進事業
交付金	総合環境センター	ごみ処理施設運営費

**(4) 自然環境保全・体験支援事業(環境総務課、交付金)**

## ① 補助等の目的

市民の自然環境の保全意識の向上及び環境活動に取り組む民間団体の育成を図るため、自然環境を保全し、又は体験する活動を行う民間団体に対して、秋田市自然環境保全条例第 24 条の規定により交付金を支給して助成を図る。野生動物の生息環境の保全活動や自然体験教室などの開催を支援する事で、市民の自然環境保全についての理解を深めるとともに自然環境保全活動の活性化を図ることを目的とする。

## ② 事業の概要と近時の状況

市民が主体となって取り組む交付対象事業に該当する事業に対して、その活動経費の一部を助成するもので、平成 28 年度より開始をし、交付対象は「該当する活動を実施している NPO 法人等」の団体である。

近時の推進状況は以下のとおりである。

第4 監査対象の概要及び結論(各論)

年 度	制 度 内 容	摘 要
令和元年度	上限 30 万円、6 団体分の予算	
令和 2 年度	上限 30 万円、3 団体分の予算	・事業の質の向上を促し、競争性を高めるため、採択事業件数を減らした。
令和 3 年度	上限 30 万円、4 団体分の予算	・自然環境体験活動促進事業とホテル生息環境保全事業を統合 ・交付対象事業分野の拡充(野生生物の生息環境の保全活動や外来種対策など)
令和 4 年度 (参考)	上限 27 万円、4 団体分の予算	・上限額を前年度支給額の平均値へ減額した。

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

③ 根拠法令

「県都『あきた』創生プラン 推進計画」における「将来都市像:緑あふれる環境を備えた快適なまち、施策:環境保全の推進、事業名:自然環境保全・体験支援事業」を実現するために、秋田市自然環境保全条例及び秋田市自然環境保全・体験支援事業交付金交付要綱を根拠に交付するものである。

④ 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 86】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	1,346	1,784	1,668	850	1,194
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	1,346	1,784	1,668	850	1,194
計	1,346	1,784	1,668	850	1,194

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

## (5) 中小企業等省エネ促進事業(環境総務課、補助金)

## ① 補助等の目的

中小企業等の省エネを促進することにより、秋田市地球温暖化対策実行計画に定める産業部門等の CO2 排出量の抑制を図る事を目的とする。

また、市域の工事事業者や設備機器販売事業者へ活躍の場を提供し、市域の中小企業等の活性化も合わせて図る。

## ② 事業の概要と近時の実績

市域の中小企業等に、国等が実施する「省エネ診断」を受診してもらい、その結果に基づいた省エネ対策費の一部を補助することにより、効果的かつ効率的な省エネを促進する。

事業効果としては、年間約 480t 程度の CO2 削減、事業者の省エネ意識向上及び省エネ改修に係る設備投資による経済効果を見込んでいる。

また、本事業のPRチラシを作成し、商工会議所チラシ同封サービス「とくとく情報便」にて市内事業者へ配布し周知を図っている。

- 〈1〉対象者 秋田市内に事業所を有する中小企業者、社会福祉法人及び医療法人
- 〈2〉対象事業 省エネ診断の結果に基づいた省エネ設備等の導入
- 〈3〉対象経費 省エネ設備の導入費(設計費、工事費、設備費及び測量・試験費)
- 〈4〉補助率 補助対象経費の1/3(千円未満は切り捨て)
- 〈5〉上限額 1,000 千円

なお、近時の実績は以下のとおりである。

【図表 87】 事業実績(令和2年度は9月末時点)

年度	申請者数	総事業費 (千円)	交付決定額 (千円)	CO2 削減量(t)	
				単年	耐用年計
H29	12	37,804	9,940	144	1,656
H30	47	197,455	30,174	505	7,407
R1	74	214,259	49,890	631	8,488
R2	18	64,369	12,885	240	2,545

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

③ 根拠法令

「県都『あきた』創生プラン 推進計画」における「将来都市像:緑あふれる環境を備えた快適なまち、施策:脱炭素社会の推進、事業名:中小企業等省エネ促進事業」を実現するために、秋田市中心小企業者等省エネルギー設備導入等促進事業補助金交付要綱を根拠に交付するものである。

④ 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 88】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	9,940	30,174	49,890	38,322	29,500
(財源内訳)					
○特定財源	-	30,174	49,890	38,322	17,743
○一般財源	9,940	-	-	-	11,757
計	9,940	30,174	49,890	38,322	29,500

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

(6)再生可能エネルギー導入支援事業(スマートシティ創エネ事業)(環境総務課、補助金)

① 補助等の目的

太陽光発電システムや木質ペレットストーブなどの導入補助により、再生可能エネルギーの普及拡大を進め、温室効果ガスの削減とエネルギーの地産地消を図ることを目的とする。

② 事業の概要と近時の実績

太陽光発電システム、ペレットストーブ及びボイラーの導入費用に対し補助するものである。

ア. 事業対象

(1) 太陽光発電システム 150 件、1kWあたり 20 千円を補助(上限 80 千円)

(2) 木質ペレットストーブ 15 台、1 台あたり設置費の 1/2 を補助(上限 200 千円)

(3) 木質ペレットボイラー 1 台、1 基あたり設置費の 1/2 を補助(上限 5,000 千円)

## イ. 事業実績

(単位:件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
太陽光発電	122	137	145	160	183
ペレットストーブ	14	28	21	7	14

(出所)秋田市へのヒアリングによる。太陽光発電システムは平成 21 年度から、木質ペレットボイラーは平成 26 年度、木質ペレットストーブは平成 28 年度から補助を実施している。

## ③ 根拠法令

「県都『あきた』創生プラン」における「将来都市像:緑あふれる環境を備えた快適なまち、施策:脱炭素社会の推進、事業名:再生エネルギー導入支援事業(スマートシティ創エネ事業)」を実現するために、秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱、秋田市木質ペレットボイラー等導入補助金交付要綱、秋田市木質ペレットストーブ導入補助金交付要綱を根拠に交付するものである。

## ④ 補助金等の決算額の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 89】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	14,497	18,787	18,036	16,723	17,055
太陽光発電	11,738	13,235	13,937	15,323	14,317
ペレットストーブ	2,759	5,552	4,099	1,400	2,738
ペレットボイラー	-	-	-	-	-
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	14,497	18,787	18,036	16,723	17,055
計	14,497	18,787	18,036	16,723	17,055

(出所)秋田市へのヒアリングによる。



(7)古紙ステーション回収システム支援経費(環境都市推進課、交付金)

① 補助等の目的

秋田市が指定する資源化物の回収日にごみ集積所に排出される古紙の回収を行う事業(以下、「古紙ステーション回収事業」という。)に公益性を認め、「秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例」第9条の規定に基づき、古紙の市場価格を考慮しつつ必要な財政支援を行う事により、古紙の安定的かつ継続的な再資源化を図り、もってごみの減量化及び再生利用等に資することを目的とする。

② 事業の概要

秋田市は、協同組合秋田古紙回収協会ほか4者と秋田市古紙ステーション回収事業に関する基本協定書(以下、「基本協定」という。)を締結して、古紙ステーション回収事業を実施し、4か月ごとに集計された「期間回収経費」から「期間収入額」を控除した差額について協同組合秋田古紙回収協会に助成金を交付している。

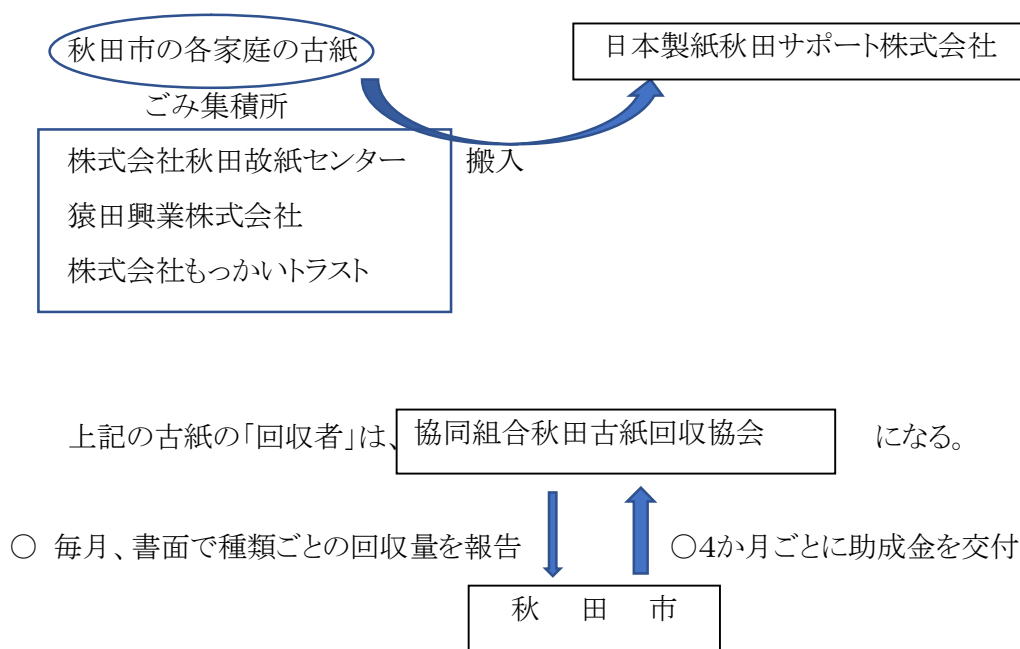
ア. 助成対象品目

基本協定第1条に掲げる、秋田市が町内会等のごみ集積所を利用して回収を行う家庭系資源化物のうち、新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パックとしている。

イ. 実際の作業と、助成金の交付の流れ

基本協定第2条に従った関係者とその役割は以下のとおりである。

【図表 90】業務の仕組み



ウ. 助成金の算定方法

4か月ごとに、「月回収経費」の合計「期間回収経費」から、「月収入額」の合計「期間収入額」を差し引いた金額を助成金として協同組合秋田古紙回収協会へ交付する。

「月回収経費」: 月ごとの回収日数 × 1日当たりの古紙の回収経費(※1)

※1 4つの費用の合計額

公共工事設計労務単価基準額

運搬機械の損料額等

事務費

その他市長が必要と認める経費

「月収入額」: 月ごとの回収した古紙の量 × 月平均単価

□ただし、紙パックは「支払証明書」による。

エ. 交付実績金額のモニタリング

秋田市は、協同組合秋田古紙回収協会の決算書を提出させてその財務内容を年1回確認している。また、事業計画を入手して来期の交付金の参考としている。

③ 計画上の位置づけ

以下のとおりである。

総合計画上の位置づけ	県都『あきた』創生プラン 推進計画
将来都市像	緑あふれる環境を備えた快適なまち
施 策	循環型社会の推進
事 業 名	古紙ステーション回収システム支援経費

④ 根拠法令等

- ・秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例
- ・秋田市古紙ステーション回収事業に関する基本協定書
- ・秋田市古紙ステーション回収事業助成金交付要綱

⑤ 補助金等の額(決算額)の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 91】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	27,070	36,429	43,618	53,245	35,099
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	27,070	24,327	43,618	53,245	35,099
○繰入金	-	12,102	-	-	-
計	27,070	36,429	43,618	53,245	35,099

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

(8) 環境都市推進課管理費(負担金)(環境都市推進課、負担金)

① 補助等の目的

全国都市清掃会議及び秋田県都市清掃協議会等に参加する事で清掃事業に関する情報を入手する。

② 事業の概要

全国都市清掃会議及び秋田県都市清掃協議会の会費等を負担するものである。

③ 根拠法令等

全国都市清掃会議入会金及び会費に関する規程、全国都市清掃会議秋田県都市清掃協議会会則

④ 補助金等の額(決算額)の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 92】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	211	209	231	209	209
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	211	209	231	209	209
計	211	209	231	209	209

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

(9)ごみ集積所設置費補助事業(環境都市推進課、補助金)

① 補助等の目的

ごみ集積所の美化の促進や町内会等のごみ集積所設置等に係る負担を軽減するため、設置費等の補助を実施するものである。

② 事業の概要

ごみ集積所の集積箱(ボックス型・折りたたみ型)の設置等、被せネット(シート)・簡易折りたたみ型の購入及び掲示看板設置等に係る経費の一部又は全部を補助する。

## ア. 補助金の対象と金額

補助対象事業の種類		補助対象事業の規模	補助率	限度額
ごみ集積所	設置	ボックス型集積所	2分の1	80,000円
		折りたたみ型集積所		
積所本体	修繕	ボックス型集積所	2分の1	50,000円
		折りたたみ型集積所		
購入	購入	簡易折りたたみ型集積所	(定額)	10,000円
		被せネット等集積所		3,000円
看板の設置等		設置等の額	(定額)	3,000円

## イ. 補助金の活用状況

秋田市内のごみ集積所 6,656 (R3.3.31 現在) 設置のうち、補助制度開始の平成 24 年度から令和 2 年度末までに延べ 2,041 か所で補助金が利用されているが、各年度の補助件数、金額は年々減少傾向にあった。

しかし、令和 3 年度の補助金は例年になく増加しており、コロナウイルス感染症対策により町内会行事が中止になり予算に余裕が出たためにごみ集積所の設置・建替等の申請が増加したと思われる。

## ③ 計画上の位置づけ

以下のとおりである。

総合計画上の位置づけ	県都『あきた』創生プラン 推進計画
将来都市像	緑あふれる環境を備えた快適なまち
施策	循環型社会の推進
事業名	ごみ集積所設置費補助事業

## ④ 根拠法令等

秋田市ごみ集積所設置等補助金交付要綱

## ⑤ 補助金等の額(決算額)の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 93】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付金額	8,691	7,679	7,191	6,920	8,137
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	8,691	7,679	7,191	6,920	8,137
計	8,691	7,679	7,191	6,920	8,137

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

## (10) 生ごみ減量促進事業(環境都市推進課、補助金)

## ① 補助等の目的

生ごみ堆肥化容器及び電気式生ごみ処理機の購入費補助を実施し、生ごみの減量を推進する。

## ② 事業の概要

家庭において生ごみ堆肥化容器等を購入する者に補助金を支給する。

## ア. 補助金の対象及び支給額

堆肥化容器(コンポスター):購入費の 1/2 補助(1 基につき上限 3,000 円、1 世帯 2 基まで)

電気式生ごみ処理機 :購入費の 1/2 補助(1 台につき上限 30,000 円、1 世帯 1 台まで)

≪参考:「循環型社会の推進」(県都『あきた』創生プラン 推進計画)≫

以下の 3 点を施策の中心課題としている。上記補助金事業は〈2〉に該当する。

〈1〉資源化物を含めたごみ全体の発生抑制

〈2〉ごみ減量活動・リサイクル活動の促進

〈3〉廃棄物の適正処理の推進

【図表 94】 生ごみ堆肥化容器等の補助金件数の推移

補助金の対象	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
堆肥化容器	65 件(83 基)	63 件(72 基)	56 件(66 基)	62 件(74 基)	69 件(79 基)
電気式生ごみ 処理機	—	—	29 件(29 台)	62 件(62 台)	35 件(35 台)

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

イ. 令和 3 年度の予算金額

当初予算の内訳は以下の様である。実績(決算金額)は、電気式生ごみ処理機が予算金額を大きく下回った。

	補助金額	補助台数	摘 要
堆肥化容器	270 千円	90 基	破損等の買い換え需要にも応える
電気式生ごみ処理機	1,500 千円	50 台	

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

③ 計画上の位置づけ

以下のとおりである。

総合計画上の位置づけ	県都『あきた』創生プラン 推進計画
将来都市像	緑あふれる環境を備えた快適なまち
施 策	循環型社会の推進
事 業 名	生ごみ減量促進事業

④ 根拠法令等

堆肥化容器:秋田市生ごみ堆肥化容器購入費補助事業実施要綱

電気式生ごみ処理機:秋田市電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

⑤ 補助金等の額(決算額)の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 95】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	176	160	850	1,453	928
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	176	160	850	1,453	928
計	176	160	850	1,453	928

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

(注)金額は堆肥化容器と電気式生ごみ処理機の合算額

## (11)ごみ処理施設運営費(総合環境センター、交付金)

## ① 補助等の目的

岩見川の環境保全に努めるため生物資源の保護と河川の汚濁防止対策を実施する。

## ② 事業の概要

岩見川漁協が稚魚の放流等の漁業資源保護事業を実施する対価として秋田市が交付金を支給する(定額)。

## ア. 事業の経緯

昭和 44 年 秋田市総合環境センターの操業に伴う排水の影響から魚の産卵場所を保全する目的で、地元の岩見川漁協より交付金の要望があり支給を開始した。

昭和 51 年 秋田市と漁協の協議により現行の 75 万円に変更し現在に至る。

## イ. 事業の成果

岩見川漁協は、毎年稚魚を放流し遊漁料を収受しつつ岩見川における生物資源の保護に努めて環境保護や観光事業に役立っている。

なお、岩見川漁協の事業報告書等によると全体の事業収支はほぼ均等であり 75 万円の交付金も適切に収益として計上され事業活動に使われているものと認められる。



③ 根拠法令等

岩見川漁業協同組合の河川漁業資源保護事業等支援に係る契約書

④ 補助金等の額(決算額)の推移

支出額の推移は以下のとおりである。

【図表 96】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金額	750	750	750	750	750
(財源内訳)					
○国・県	-	-	-	-	-
○一般財源	750	750	750	750	750
計	750	750	750	750	750

(出所)秋田市へのヒアリングによる。

(12) 監査の結果(指摘及び意見)

① 自然環境保全・体験支援事業(環境総務課、交付金)

【意見 18】 交付金支給対象である環境保全団体の財務状況の検討について

令和 3 年度の交付金支給団体において決算状況が多額の「経常増減額」(利益)となっているケースが認められた。秋田市の交付金の額を大きく上回っており、詳しい事業内容等は不明であるが、その原因等については秋田市側でも確認する必要があると思われる。

環境保全活動団体を育成したいという秋田市の政策的配慮もあるかと思うが、同じ様な事を実施している団体の損益等は必ずしも多額の利益が発生する様な環境にはないものと思われる。

② 中小企業等省エネ促進事業(環境総務課、補助金)

【意見 19】 中小企業等省エネ促進事業の拡充について

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による秋田市内企業の経営悪化に伴い、設備投資に充てる資金が不足したことや、世界的な半導体不足の影響により、機材の納期遅延や納入の見通しが立たない状況が続き、市内企業が省エネ設備の工事を実現でき

なかったようである。

令和4年度もロシアとウクライナの戦争の影響でエネルギー環境も急速に悪化し中小企業等の経営を悪化させている。

このような経済環境の収束の予測はできない状況ではあるが、できるかぎり今後において秋田市は当該事業や他の省エネ支援策の拡充に努め中小企業の維持に努められたい。

③ 再生可能エネルギー導入支援事業(スマートシティ創エネ事業)(環境総務課、補助金)

**【意見 20】再生可能エネルギー導入支援事業の拡充について(前掲と重複するもの)**

前掲の意見19と同様の考えから、個人向けの補助事業である当該事業の拡充に努められたい。

**【意見 21】木質ペレットボイラーの補助金について**

当該補助金は、過去5年以上の間に1台も設置実績がない。事業者側で採算の目途がつかない設備投資であるなら、補助金制度として廃止等も考えるべきである。

今後とも当該事業を継続するのであれば、企業側の事情等も調査した上で補助金の制度設計の変更(補助金額の上限のアップ等)を検討すべきである。

**【意見 22】木質ペレット、木質ペレットボイラーの燃料費への補助について**

木質ペレットストーブの設置は安定的に進んでいるが、近時のエネルギー事情の悪化による中小企業等の経営悪化をうけて、燃料費に関しても何らかの補助を自主財源で実施することなども検討しても良い時期ではないかと考えられ、秋田市の積極的な中小企業の救済が望まれる。

④ 古紙ステーション回収システム支援経費(環境都市推進課、交付金)

**【意見 23】協同組合秋田古紙回収協会の確定申告書等の会計資料入手とチェックの必要性について**

協同組合秋田古紙回収協会の決算書を見ると、人件費等について賞与等の年度ごとの増減幅が大きい等、秋田市が現在入手している会計情報だけでは十分に財政状況や損益状況をチェックすることは難しいものと思われる。

今後は、毎年度において当該協会の確定申告書や納税証明書等の詳細な会計資料を提出してもらい交付金の支給が適切であることを確認する様にすべきである。

⑤ 環境都市推進課管理費(環境都市推進課、負担金)

該当なし

⑥ ごみ集積所設置費補助事業(環境都市推進課、補助金)

該当なし

⑦ 生ごみ減量促進事業(環境都市推進課、補助金)

**【意見 24】 生ごみ減量促進事業の更なる活性化について**

当該事業の補助金事業は堆肥化容器が平成 24 年度から、電気式生ごみ処理機が令和元年度から実施されている。秋田県は土地付き住宅の居住者の比率が高く、令和 3 年 1 月における秋田市の世帯数は 137,022 世帯に上っている。

両事業の補助金の支給件数・支給金額は安定的とは言えていても潜在的には当該事業の利用者を拡大できる状況ではあると思われる。

今後、両事業の市民への情報提供をより積極的に行い、利用件数がより増加して生ごみの減量化を推進されることが望まれる。

⑧ ごみ処理施設運営費(総合環境センター、交付金)

該当なし

以上